

平成23年3月10日(木曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	欠番	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	欠番	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	欠番	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並純	教育委員長	生駒進
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議 事 日 程 第 2 号

平成 23 年 3 月 10 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 71 号から議案第 112 号まで  
(質疑・委員会付託)

## 議 事 の 経 過

平成 23 年 3 月 10 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから日程に従いまして会議を進めていきますので、よろしくをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 71 号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、議案第 112 号、黒潮町デイ・サービスセンターこぶしに係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 71 号、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 71 号の質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 72 号の質疑を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

公共財産等を含めましてね、いわゆる公共の土地の境界等々の問題がですねたびたび出てくるのですが。

その場合にですね、やっぱり総務課の担当と思うのですが、なるべくね紛争の起きないような、地籍をする場合にですね確実な了解を得るような対応をしてもらいたい。

そういうことについてどんな認識を持ってちょうか、その点お聞きしたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

この条例改正とは直接は関係ないかもしれませんが、基本的にですね、国土調査ができてない所につきましては用地の方で立会ということになりましたら、道路でしたら建設部門が、それで赤線ですよね。公簿関係の赤線につきましてはですね総務課と、また関係する道路の関係等がですね立会して、もちろん隣接の地権者も立会してですね対応してますので、このへんは何とかそういう方向でやっていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

そういう総務課長の答弁どおりのですね対応で、後で問題が起きなければよいわけですが。現にですね、公社が買収した土地、それとそこにもう1つつながってですね、1筆あった。ほんで、公社がその地籍を確認したとき。ほんで現在、管理しておる図面と全然違うがですね。全然違う。

まあいうたら職員は当然何人も代わっておりますので、その当時確認を、地籍の完了のときの図面の確認をしたでしょうと。そのときに訂正を申し込んで、公社はそのとおりやっちゃおう。図面をもろうた。僕も骨折って賛成して、そこに墓地ができた。なら隣接の所がね、全然違うた図面になっちゃおう。そういうところが多々あるわけよね。

そういう対応についてはどんなあれ、公社とあれと土地、財産管理について、そこをね間違いあったらいかんけん。それをどういふふうな対応するがです。

議長（小永正裕君）

西村策雄君に申し上げます。

ただ今、公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての質疑を問うております。

（西村策雄君から「だから、法的な根拠で聞きようがじゃ」との発言あり）

別表ですね、1、使用料の表、電柱類の項中770円を530円に改める。付則、平成23年、何年、この条例は平成23年4月1日から施行すると、この条例の中身なんですよ。電柱の移設にかんすることです。でありますから、この件についての中身を吟味してから質疑を行っていただきたいと思います。

ただ今の発言の質疑の中には、この電柱類の項中770円を530円に改めるという中身についての質疑になっておりませんので、この件について質疑を行っていただきたいと思います。

（西村策雄君から「はいはい」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。  
明神照男君。

18 番（明神照男君）

この保険料の問題は6月議会にも出ていたことで、自分らも医療費は年々高くなってきよるもんで、保険料を上げんことには会計上問題が出てくるということは分かるもんで、やむを得ん部分もあるとは思いますが。ただ6月にも問題になったように、今年度からですかね、その情報関係の負担も発生するし、なかなか年金等で生活されておいでの方の負担が重なる思うわけで、6月はああいう処置をしたわけです。

それで、そのときに上げないかんことは分かっはおるが、無駄な部分があるがやないかよと。まずそういうあれからせんといかんがやないかよということが、6月議会やりとりの中の、討議の中の問題点やったわけですが。ほんによ、自分らも上げないかんことは分かるがですけんど、ほんとに上げんことにはいかんいうね、もう無駄がないもんかどうか、いうことについてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

明神さんに申し上げます。

この保険税条例の一部を改正する条例の中身をもっと読んでいただいですね。ただ今の質問で、保険料の値上げにかんしての質問でございましたが、この税条例の中身はその保険税条例の値上げにかんしての条例の改正ではないわけですね。この改正の中身についての質疑にさせていただいたらと思ひますが。

18 番（明神照男君）

ほんで、それに関連してよね、結局こういうあれをせんといかんいうことはよ、将来的にはもうこの医療費はどんどんどんどん増額するし、いう元があつてのことやもんで。ほんで、こういう措置についてもよ、自分はそれをやらないかん元になつちよる部分。ほんで、今のその町財政の中で無駄な部分はないかどうかいうことです。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答え致します。

今回の改正はすね、厚生省事務連絡による条例の改正でありまして、保険料の値上げとかそういったものではありません。

26条に保険税の減免条項がありまして、その条項で2号の中に、社会保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ることによりすね、その扶養者が国保に加入する場合、2年間の減免となっておりますが、その2年間の間延長されることになったという改正ですので、本人に対してはそういうメリットの分です。減免が、いうたら延長されたということですので、救済措置ですので、その点を。今回の改正ですので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 79 号の質疑を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

産業建設かね、これは。はい、分かりました。

(なしの声あり)

議長 (小永正裕君)

質疑なしと認めます。

これで議案第 80 号の質疑を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町漁業振興基金条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 81 号の質疑を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町企業立地促進条例の全部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 82 号の質疑を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 83 号の質疑を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 84 号の質疑を終わります。

次の、議案第 85 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 85 号の質疑を終わります。

次に、議案第 86 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 86 号の質疑を終わります。

次に、議案第 87 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 87 号の質疑を終わります。

次に、議案第 88 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

用途廃止ということやと思うんですが、これはこれで結構ながです。ここは結局ね、ちょっと確認させてもらいたい。小学校全体を、グラウンドの隅まで全部ということでしょうか。

何か地域振興のために役立てるようにしたいということは結構なんですが、それ以外の部分が出てくるんですが。その兼ね合いがあるために、ちょっとここで聞きしたいんですわ。

議長 (小永正裕君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

お答えを致します。

今回の小学校の休校を廃校にということについてはですね、今、議員ご質問ありましたように、小学校を廃校という形になります。といいますのは、学校全体の施設をもういわゆる廃校措置ということになりますので、建物、それからグラウンドを含めてですね、学校敷地全体がもう廃校という形になります。一体としての扱いになります。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 88 号の質疑を終わります。

次に、議案第 89 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

森君。

10 番 (森 治史君)

この教育委員会と一番関連のあるものであって、それは教育委員会のある方に本部が移動するというので、それは結構なことだと思うんですが。学校数からしても、かなりの学校がこちらにありますよね。そういう関係から、今ある事務所は時々来て駐在をなされるのか。それともそのまま、もうこのあれは支所的な扱いもなく全面廃止になるのか。それによって、今まで何かあったときにすぐ補導センターなんかへ連絡しよったとか、現場で、駅なんかで見たことなんかでもすぐ連絡しよったことが佐賀の方へ連絡せないかんということと。

曜日が分かって、こちらに駐在が分かるものであれば、その日にちょっと、後日でもそういう補導員という

いと相談ができると思います。今までかなりかなり目につくことについて、駅とかその他で目につくことについては、やっぱり補導員さんらあとこういうことがあったとかいう情報の交換をしてた関係がありますので、そのへん。

ここの事務所が廃止になって、もう駐在なしということになるのか。それとも曜日、今までみたいに週に1回とか2回程度のあれが開かれるのか。そのへんのあれをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

現在の補導センターはですね、大方、佐賀、両地域にありまして、職員がそれぞれ2名ずつということになっております。今回、1カ所に統合してですね、佐賀地域にということに致しました。どうしても教育委員会が近いということがあってですね、いろんな事務等のことを考えた場合にですね、近くにあった方がいいということにしました。

事務所自体は佐賀ということに致しておりますけれども、職員体制はですね4名から3名体制ということにします。そういったことからですね、今あるその福祉センターにある大方の補導センターの事務所はですね一応使える状態にしてですね、必要に応じてこちらへ出勤をして、こちらで業務をするということも可能な状態にしております。

といいますのが、今言われましたように大方高校も近くにありますが、そういったことに対応できるようにですね事務をしていきたいというふうには考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

初めに歳入全部についての質疑を行います。

歳入についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

全体的なことなんですが、この予算書がですね極めて我々見るときに分かりにくいがですね。

例えば、17ページの総務費、国庫補助金があるんですが、これは1億8,115万1,000円、きめ細かなとかいう説明がございますが、これ考えたらですね、今でのことやないがやけど、作り方についてまず言ってるんですよ。

32ページ見よったら、地域活性化交付金とあって、目が、右側にはですねその説明事項が、全然、文言が違うわけですね。だからこういう作り方されますとね、我々は困る。町民が困る。予算書のどこ見てええやら分からん、ということになるんですが。しかも数字がですね、ここでは32ページの計の欄が1億7,991万7,000円とあるんで、数字そのものが合わないんで、数字を追うていてもこれは分からないということになります、私が見た限りはね。

だからもうちょっとですね、この歳入の分と歳出の分と文言の整合性をですね取っていただかないとですね、これはなかなか困るんですが。ちょっと何かほか分かるような資料が、頂いておれば私が勉強不足ということ



になります。もし頂いてなければね、これは分かりやすいような資料をひとつ頂きたいと思うんですが。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

確かに、この予算書だけ見ますとですね、このようなことで分かりにくいかもしれませんが、やはり事業名あたりはですねどうしてもこのような表記になりますので、その点もご理解願いたいと思います。

それから、予算の金額の部分ですが、やはりですね、ここもですねなかなか分かりにくいと思います。が、これはですね見ていただきましたら分かりますように、補正予算なり計の欄、補正ですね、今回補正です。補正予算の金額の財源内訳、このあたりを見ていただいでですね、判断していただきたいというふうに思っております。

それからまた、特に今回の補正につきましても、この2、3年あります補正につきましても経済対策として出てきておりますが、すべての庁内、すべての課ですよ。それぞれの所に配分していきますので、それをですね明確に予算書には表示できません。従いまして、そのあたりでご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ということはですね、これはね、ご理解願いたい言われましても、町民に我々が説明するときにご理解願いたいじゃあ通らん話なんです。そうするとですね、町民が何を言うかいうたらね、議員は何の役にも立たんと、こうなる。そこが困るがですよ。

だから私が言うのは、我々が帰って町民から聞かれたときに説明しやすいようなものを頂かないと。ここに立てっっちゃう議員というのは町民の代弁者で来ておるんですね。だから、頂いた資料をですねご理解いただきたい言われたら、これ、ご理解できない状態なんです。皆さんはね、そこへ常勤職で座っておって、それぞれの所はずうっとそのことを専門的に勉強されて仕事されゆうから分かるけど、我々の立場は非常勤でしてね、大変ながですよ。だから、そこに大勢の方皆さん座っておるけど、これが一目でパッとと言える人は何人おるかかわしも疑うがですよ。

後ろに新聞社もおるけどね、大抵、昨今、新聞、テレビじゃあ議会のことがいろいろと言われますけど、結局ね、分からない原因をつくりゆうががね、この議案書ながぜ、残念ながら。これ町民によね告示するんですね、広報の所へ。町長がこの予算書を告示する。町民がこれを見てね、一体何人の方が理解できるのか。だから私が欲しいのは、それらをまず文言でもって、歳入、歳出は整合性を取っていただきたいし、その中身をですね、この財源、歳入は歳出のどこへ充てるんだというものを頂かないとですね、これはなかなかね、新聞でいろいろ書かれてますけどね、議員の責任を果たすいうがは大変なことなんです。これ。我々にはスタッフがいないんですよ、一人一人は。事務局が2人ですか。町長は部下が200人いるんですよ。常勤で、しかも。これ非常勤の立場でこれを全部勉強せえ言われても大変なこと。本当はせないかんがですよ。せないかんけれども、もうちょっとね整合性がないとねえ、入ってくる方と出る方の日本語がそこそこ整うていちよらったら、なかなか分からない。これ一体どこにあるじゃろうかと、それで追い探さないかんなる。

そこらあたりのね分かる資料をね、ちょっと付けていただきたいわけですが。いかがですかね。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 29 分

再 開 9 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

基本的にですね、文言につきましては、できるだけこれは整合性を取っていきたいというふうには考えております。しかしですね、予算書を当初からすべてを資料作りということになりますと、これ大変ですので、そこはですねご容赦願いたいと。

それで、今ご質問のこの 32 ページのこの部分につきましてはですね、今回の補正ですので、ここについては何とか資料を整えたいと、会期末までには皆さん方にお配りするような資料にしたいというふうに思っております。

それでご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

歳入全部について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

51 ページです。

一番上ですね、補助交付金の 80 万の減額ですけれども、説明のときに県の補助金の打ち切りというような形の説明があったと思うんですが、この内容を少し詳しくお伝えいただきたいと思うんですが。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

ただ今の鳥獣被害防除対策の事業費補助金の分ですけれども、この減額 80 万につきましては、この補助金です、県の補助金と町の補助金でやっておりますので。それについてですね要望を取った中でやっておりますけれども、県に要望する際がですね、最初の補助金交付決定。それから、県の方が予算があればですね補正等の絡みも出てきますけれども、県との調整によってですね補助金がつかなかったということで、実績に基づいて 80 万減額したものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

実績に基づいて 80 万減額ということであればですね、県からの補助金の打ち切りという形になるんですか。

そこの表現なんですけど、打ち切りというのは私ら判断すると、本来、事業としてあったものが何らかの原因でその補助金がなくなったというふうに思ったんですけど、そうではなくて、地元の中の要望が少なかったからその分が入らなかったという理解をしてよろしいのですか。要望はきちんと地域の要望の数は、その補助対象としてですね認められているんですか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

補助金がなくなったということはですね、まあ県も予算配分しますので、その予算配分がつくことがなかったということ。町もですね、予算を当初の要望に基づいて実施しておりますので、そういうことで。

県の方はですね、その要望自体は常々出てきますけれども、町の方もいったんここで締め切りという形も取らないきませんので。そういう形で実績見込みに基づいてですね、22 年度については 80 万の減額が出たということ。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

質問の仕方変えます。

黒潮町の地域の皆さんが要望されたこの鳥獣対策はすべて済んだのですか。それとも、今年要望したですね人たちのですねできなかった部分も、この減額の 80 万の中に含まれているのですか。それをお聞きしたいがです。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

締め切りまでの分はですね、済みました。それ以後の分についてはですね、来年の割り当てで対応するよう形になります。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

ちょっとこれ、当初、私の方で説明させていただきましたけど、私らが聞いた段階では県の補助の打ち切りというような形でお聞きしましたので、そこらへん再度ですね調整させていただきました、後にまたご報告させていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

1 つお伺いします。

これ、いわゆる被害が出たときにですね、もう県も補助がないと。それで、町のいうたら予定部分が出てしまった分で打ち切りということですけど。そういうときに、予算のことでお金がついて回るんですけど、地元からの要望が頻繁にありよね、そういった来年度に持ち越せない問題点が出たときも、やはりその年度内の予算消化で済んでしまってるから持ち越しにしてしまうのか。それとも対応が、今お話聞くところでは、説明を聞く範囲では、まあ要望が出てきちよう。けど、この要望については、次年度の予算の方での配分ということですが。それでほんとは対策が守れるかどうか、という疑問点があるのですが。まあ今回これはもうこういうことやけど。

町で単独で別に組む予算がなかったからもう打ち切ったのか、そのへん。もし、次年度ということですので、次年度も結局持ち越した分もあると思うし、23 年度にまた要望があった場合は膨れますよね。その場合もやっぱり今回のような形での打ち切りをやってしまうのか。それとも、やっぱり町単独でも予算組んで、その要望に叶えられるという考えがあるのか、今後。そのへんをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

町の予算としては、ここに減額補正で出しちょうように 80 万円残っておりますけれども、県の予算がその時点で打ち切りということです。

それで、その後の質問で、町が単独でやっていく考えはあるかという部分ですけども。県の補助金を最大限利活用した形で、町としましては単独でという考えは今のところ考えておりません。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

要は、この対策費は、すべて県の補助金が来るものとしての金額ながですね、予算案は。今の説明をお聞きする範囲では、県が打ち切りになったから町単独のものがないように、もともと町の予算じゃなくって、あくまでも県の補助金が来ることを想定して組まれた対策費、防除対策費というように受け取れる。それやったら、やっぱり実際に困っちゃう農業者がおった場合に、やはりそれは町でも単独で組むべき問題ではあると思うんですがね。そういう考え方を持ってやらんと、ただ県の補助金、まあ確かに行政の方のお金がないから県の補

助金を頂くことは、ほかの予算を使わずに済むという部分もあります。あるけど、あまりにもこの、今ものすごいイノシシ、シカの被害が出てちょう範囲でよね、やっぱり県からの補助金だけを当てにするということ自体も問題があるかと思うのですがね。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

議員が言われるように、県と町の補助金に基づいてやっております。

それですね、これについて住民からの要望も募った中でやっておりますので、その中でやった中で、個々、後で来る分がありますけれども、その分について町単でということですね、時期的にもちょっと待ってもらって。対応策がちょっとずれますけれども、23年度当初の予算でも組まさせていただきますので、7月にはですね、また再度要望を取った中で対応ということで考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この63ページですかね、63から64、小学校の関係ですけれど。委託料が386万減額なっておりますので、基本的にはお金使わんことやもんで、悪いことじゃないと自分は思うがです。これは町の金使おうが、国の金、県の金使おうがね、もう今のあれの中ではなるべくお金使わんような取り組みをせないかんとときやと思うもんで。

ただ、この委託料がスクールバスの関係になっておって、これらあは自分ら詳しいこと分らんがですけれど、年間の、4月から始まって、学校が、3月の中旬、下旬に終わるわけで。その間にどればあ運行せないかんとということは大体分かることやないかと思うがです、そういう中で減額。ほんで、どういう原因で減額になったかというのが1点と。

それから65ページ、節の14、使用料及び賃借料の200万の減。これの発生した原因は何かお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、63 ページから 64 ページの委託料についてお答えします。

スクールバスにつきましては、当然、議員が言われるようにですね年間の運行計画等も決まっておりますけれど、今回の減額については実績額により減額をしております、当初の予算が過大であったということにはなるかとは思いますが、実績に基づいた分の減額となっております。

それから、65 ページの使用料及び賃借料の 200 万円の減額ですけど、これは学校の教育用パソコン等の OA 機器のリース料が年間契約しておりましたんですけど、これが昨年の 8 月末で終了したことに伴いまして減額したものでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

63 ページのね、節の 8 の報償費ですがね、この指導員は外国人ですか、英語の。外国語の指導員、助手。これは何かよ、日本人ですかね、外国人ですかね。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

報償費につきましては ALT の報償費でございまして、これはニュージーランドから来ていただいている方の報償費の通勤手当、住宅手当等分がですね、以前の方と比べて必要になったために補正したものでございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

それこそ 2 週間ちょっと、まあ 3 週間になりようけど、ニュージーランドでも大きな災害がありまして、多数の日本人が亡くなったんですが、ハミルトンのフェアフィールド中学校へ行ったときにはイアン先生がですね、地震対策のこと聞かれたがですよ。日本もものすごい地震が多いんですが、ニュージーランドも地震国やと。どんな対応しようですが、建築はどんな家ですかという話を聞いたんですが、瓦ぶきの家は泊まりなよと。怖いぜよと。そんな話をしたんですが。

くしくもあんな事故が起きたんですが、この外国人のいわゆる住居の安全、いつ南海地震が起こるやら分からん。そこらあたりの配慮もね、やっぱりすべきやないかなと思うんですが、そういうことは考えたことはありませんか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

ALT のですね居住する住宅の安全性ということだと思いますけれども、ALT はですね、現在、このニュージーランドから来ておる ALT につきましては錦野の住宅の方におりまして、これは当然、鉄筋のアパートにおります。安全な建物におりますので、はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

65 ページ、節の 18 で、備品購入費 396 万 9,000 円が計上されておまして、これには学校図書館活動推進事業で図書となっておりますから、多分、本を買うたがやおかなと思うのですが、どうですかね。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

65 ページの備品購入費についてお答えします。

この予算につきましては、学校図書館活動推進事業としまして、小学校 9 校分、1 校当たり 44 万 1,000 円をですね、それぞれの学校の方に購入する予定なんですけれど。購入する図書がですね、きっとあるキミの心にひびく本というリストブックに載ってる本を対象にして購入するようにしております。

購入時期につきましては、明許繰越の方にも挙げておりますように、補正予算可決後にですねなりますので、4 月以降に購入することになります。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

それでこれは、国です、県です、お金来たがは。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

これはですね、県の 100 パーセントの補助金によってですね、買うようにしております。

なお、この県の方の原資になっているものは光をそそぐ交付金ということで、国の方の経済対策の交付金が原資にはなっております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出全部の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第 2 表繰越明許費の質疑を終わります。

次に、第 3 表債務負担行為補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第3表債務負担行為補正の質疑を終わります。

次に、第4表地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16番(竹下英佐雄君)

いつものお尋ねですが、このかなりの大型予算という、補正においてついに100億円を超えて、107億ということになっておるのですが、今の現段階で、その実質公債費比率、これは大体どの程度に。

議長(小永正裕君)

総務課長。

総務課長(松田博和君)

副町長から冒頭もありましたけれども、13.0でございます。

議長(小永正裕君)

竹下君。

16番(竹下英佐雄君)

13.5くらいの実質公債比率ということですが、今年度当初の段階でまだ質疑が残っておりますが。

これ、向こう25年度くらいのいわゆる財政規模の見積もり、それに対して現段階では13.5パーセントであるけれども、これが、財政規模が縮小したときに、今の現段階で13パーセントちょっとくらいのものであるけれども、それが今度、財政規模が縮小したときの状況というのを大体把握できておるのかどうか、その点。

議長(小永正裕君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

お答えします。

この起債の実質公債比率につきましては、当然そこらへんも見越してですね財政シミュレーションを立てながらやっております、当然、収入、地方交付税等一般財源が減額すればですね、当然そこらへんが高くなってまいります。

従いまして、現在のところ24、5年ベースで行きますとですね、約10億円借入れが増えますと、この一般財源の金額にもよりますけれども、2パーセントから2.5パーセント上がってまいりますので、そういう形で見込んでおまして、最終的にはやっぱり18パーセントを上回らない実質公債比率に努めていきたいというふうに考えております。

議長(小永正裕君)

竹下君。

16番(竹下英佐雄君)

一番、そのところを心配しよるわけです。

結局、財政規模が107億というような超大型予算の中では13.5パーセントくらいで収まるけれども、これが60億、70億くらいの財政規模に落ち込んだときに、このいわゆるその起債分は現段階で借入れを増やさずにいくとすればですね、これ以上の起債のあれが増えずにいくとすればかなり抑えていけると思うけれども、かなりまだ起債はどんどんどんどん借入れは増えていく傾向にある。だから、その増えていく傾向をどの程



度で抑えていくのかということ。公債費の伸びをどの程度で抑えていくのかということの内容が把握されていないと、ただもの 18. なんぼくらいになるだろうという漠然としたような形では、ちょっと将来の財政運営について非常に心配される面が、懸念される分が出てくるんじゃないか。だから、そのことをいつも心配をしておるんです。

だから、その点はどうなんですか。そこらあたりもかなり確信を持って運営をやっているという状況にあるのかどうか。そこをお尋ねをします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

そのためにですね財政シミュレーションというものを立ててですね、基本的にはそれに基づきながらやっておるという状況でございます。

ただしですね、どうしても国の経済状況によってですね、単年度で若干そこらへの歳入等が違ってくることがございますので、そのへんはですね当然事業の見直し、また中止、凍結、そういったことをしながらですね、事業の平準化等をしながらですね、この実質公債比率というものを調整していくようにしておりますので。現在その財政シミュレーションというのは相当、入の方はですね厳しく見込んでおるといふふうに考えておりますので、これまでの 23 年度までの財政シミュレーションと、今回、当初に予算を出しております予算とはですね、ほとんど近い数字でいっておりますので、このまま財政シミュレーションでいけばですね、まず大丈夫だろうといふふうに考えております。しかし、どうしても年度間でそういう景気の関係がございましてですね、そのへんの調整を今回も繰上償還をさせていただいてですね、そういったことで調整しながらですねできるだけ実質公債比率を下げっていくということを考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

ここで聞かんと聞けませんのでね、再確認しますが。副町長にちょっと聞きたいがですか。

いわゆる大型事業が済みましてね、今年度は非常にブレーキを踏んじょうと、そういうふうに見ちょうがですが。それを見ていくとですね、財政比率の 18 パーセントを絶対超さんぜよというところで見えていくとですね、この財政シミュレーションに書かれているとおり、財政の運用はですねやはり安全の範囲を進むかなと、そういうふうにも見えますが。しかし、大災害とか南海地震等々の想定もされますので、余裕のあるですね基金の積み立てに重点を置くべきやと、そういう傾向も見られますが。

あくまでもこの財政シミュレーションを基本にした、やはり運用ということを重点的に考えておるがですかね。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

現在のところですね、今お示ししています財政シミュレーションを基本にしながら、また、単年度単年度どうしても緊急にですね必要な事業等が出てきますので、そういったことについては今財政シミュレーションに

ある事業等も、単年度の事業費を延べるとか、延長するとかですね、そういったことで調整しながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第4表地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号、平成22年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号、平成22年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号、平成22年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号、平成22年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号、平成22年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号、平成22年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号、平成23年度黒潮町一般会計予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

前年度と比較して 4,100 万減額になっておりますが、この根拠は何ですか。

議長 (小永正裕君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

昨年度に比べて 4,199 万 6,000 円減の根拠でございますけれども、今年度は地域再生貸付金 1,500 万減としております。また、外国人漁業研修生の減、また、市町村振興協会の基金交付金の減と、この 3 つで減少になっております。

(明神議員から「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

35 ページの EM 菌の原材料等戻入金とあるんですが、僕はこういうものは環境保全のためにはええ制度では

ないかなと思うんですが。

そういうええことをやってくれようがで、まだ町が何かのためにお金を戻してくださいよという、戻入はそういう意味ですか。ちょっとそれがね、どういう、その中身をちょっと詳しく教えてください。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

佐賀町です、EM菌の培養を漁業組合の婦人部を中心にやっていただいております、その培養液をですね販売をしております、町の要綱の中でですね売り上げの何パーセントかをですね町の方に戻入してもらうということにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

2款か。

（議長から「2款です。歳出の2款です」との発言あり）

47ページの工事請負費の中の233万5,000円。これは起業者支援雇用対策施設費の撤去工事ですが、これはこの施設、どこにあるんですか。

この点、まずお聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

この施設は、大方高校の校舎の教室の一室を借った施設でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

これ、どうして取り壊しに。この施設を町が投資をしてわざわざ造ったものなんです、これ、なぜ壊さなければならなくなったのか、その理由をちょっと。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

一般質問にもありますので、なかなかお答えにくいところもあるんですけども。

基本的にですね平成 17 年、大方町の時代ですが、その当時もですねテレワークといひまして、離れた所で仕事ができる施設としてですね、この地域で光ケーブルがある所でですね施設を造ろうということで造りました。

その中身と致しましては、1 つの教室を 7 つのブロックに分けて、それぞれのブロックで使用していただくということでございます。それで、その当時はですね光ケーブルが普及していなかった関係で 100 パーセント利用というときもありましたけれども、その後ですね、光ケーブルがある程度敷かれたということで利用がなくなったという部分でございまして、その部分で設置する段階でですね、大方高校との取り決めによりまして取り除きたいという部分でございまして、

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

あんまりやると一般質問の種がないようになります。

結局、まあ 7 教室必要なということで造って、7 教室を貸して、一応利用させた利用料の今までの収入は一体なんぼ入っておるのか。

それから、現在入っている皆さんに、このあれを取り壊しになると、まあ強制的に出てもらわなければならないと思うわけですが。そのあたりの一応、まあ率直に言えば、この解約の補償という内容になるのかと思うんですが、そこらあたりもちゃんとそのあれができておるのか。その点。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えします。

少しですね一般質問との関連がありますので、（竹下議員から「それは心配せんちかまん」との発言あり）構いませんか。

1 つですねここで、先にお断りしちよくべきでしたが。12 月に議員さんからの質問がありまして、そのときには、私は、その施設を 23 年 4 月以降に使いたいという話がありますということでお答え致しました。その後ですね、その話が頓挫致しまして、今回のようになってきたわけですが。実質的に町にお金が入った部分につきましては、76 万 6,000 円の入がございまして、

それとですね、今の利用ですけれども、今は利用されておりません。従いまして、その問題は発生しないというふうにご考慮しております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

今の関連ですけど、私も聞こうと思ったのは竹下議員が聞いたんですけど。このテレキューブの点は今課長も言われましたように、私が 12 月議会に質問したときには、最初に係長にお聞きしたときにはですね、誰も入っていないので壊すって言ってましたけど、一般質問のときには 1 社入ることになったからという答弁が、絶妙な時期で私は答弁が来たなと思ったんですよ、あのときね。もう壊すって言ってなのに、質問したら、いや、1 社入るといふように言われたもんですから、私は驚いたんですけど。

それは何という会社でですね、そしてなぜ急に頓挫したか。ねえ、入るって言ってたのに。質問の前に聞いて

たときにはですよ、調べたときにはもうどこも入っていないから壊すと言って、今度質問したら、いや、1 社入ることになったって急に変わってましたので、ちょっと私は不思議がったんですけど。

何という会社で、どういう理由でこんなに早く頓挫したんでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

会社名ということですが。宮地議員がですね係長に問うて以降にですね、雇用促進協議会がですね入りたいという話がありました。

以上です。

（宮地議員から「どんな理由でって聞いてきてます。どんな理由で急に早くやめたのか」との発言あり）  
すいませんでした。

基本的に、雇用促進協議会そのものが解散です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

雇用促進協議会というのはもう解散は決まっていたんじゃないんです、その時点で。ねえ、3 月までというようにね。ちょっと、違いますかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

事業そのものはですね3年間で、22 年末で終了ということでしたけれども、その中で活動がですね活発でありまして、割かし芽生えてきたという部分がありまして、何とかこれを延ばすことができんかというような話がありましてですね、その雇用促進協議会のメンバーから継続する方法はないかというような相談があってですね、そのような話がありました。

しかしながら、やはり財政といいますか、お金の出所がありませんので、なかなか厳しいということになってですね、今回の解散ということになりました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

41 ページの子ども手当の件ですが。まあこれ、何か出るようにはなるような形が進みよるとは思うのですが、もし子ども手当が出なくなった場合よね、前のがに返るといような話、まあそういう形になる思うがですか。そういう問題が起きたとき、どういう対応を考えておいでるかということと。

それから、45 ページの公用車を購入。どんな車を購入する予定か。

それと、49 ページの節 21 の貸付金 1,500 万。目的は議案説明のがで分かりました。が、一応現時点で分かっておれば、どういう事業に対するどういう業者いかな、希望者、その貸付先よね。そういうものが分かっているかどうか。

それから、53 ページの節の部分で委託料。新住基システム委託料 2,940 万が計上されておりますが、これ委

託先と、それから町としてよね、これも2年、3年前に、合併する前でしたけど問題になったがですけど。どういような効果いうか、このことによる。があるか。

それから同じように、14節の使用料、システム・ソフトウェア使用料。これ、どこへ払うておるか。使用料ですきね。

それをお聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まずですね、41ページの子ども手当の関係ですが、これにつきましては議員ご質問のとおりですね、今の行政といいますか、国の方向に基づいて組んでおりますので、その方向が変わりましたらまた変わってくるということになります。

（明神議員から「いや、ほんでその変わったときの、もしかして変わったら、まあ変わることもある、考えちよかないかんきね。そのときの対応はどういようなお考えをして」との発言あり）

そのときは、補正対応で考えております。

それで公用車はですね、普通車1台と軽1台です。

（明神議員から「それは昨日説明あったき。ほんで、どういような車種を」との発言あり）

まだそこまでは、車種までは決めておりません。できればですねハイブリッド車、環境の対策の車を考えています。

49ページの貸付金ですけども、今ですね考えておりますのが地域公共交通活性化協議会、これが600万。それから、農山漁村地域活力発掘支援事業。北部地域の関係も含まれるんですが、これが約100万。それから、産業振興創造支援事業に550万。それから砂浜美術館関係の、ひらひらのシンポジウム、これに190万を考えております。

53ページの新住基システムで2,940万。大変高額になっておりますが、全国でですね外国人登録制度ができて、それに関連する事業です。これ全部、国の事業です。それで委託先ですが、まだ確定はしていませんけれども、基本的に住基と連動した事業ということですので、今、黒潮町の住基をですね四国情管の方でやってもらっておりますので、そこになる予定。確定はしてません。

それと、14節のシステム・ソフトウェア関係。これはですね、本当にシステム数多くありまして、はっきり件数まで覚えてないですが、数多くあるということでご理解願いたいと思います。それで、委託先は基本的にこれもですね、住基システム関係、あるいはこれも積算システム関係もありますので、そのあたりも含めてですね、住基システム関係はやはり情管というものになってきます。ここは継続部分。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

ちょっと、その公用車の購入の件で、よう聞こえざったがですけどハイブリッドというか、何かそういうがをというように答弁があったがやないかと思うがですが。

1つね、これ390万もお金出して買うもんをよ、まだ何買うか分からん。それが今までの行政の仕事や言われたらよ、そうかも分からんけど、そんなこともうできんときなっちゃんがやないかと、自分思うがです。これは、こういう目的でこういうものを買うと。そのためには、こればあのお金が要ると。個人やったらそうせなあやっしていけんときになっちゃんがです。なっちゃん自分思いうもんで。それで、これはまだもう1つ



どっかにもあったと思うがですけど、自動車の購入という項目がね。

ほんでね、やっぱり、自分は今、二酸化炭素の問題らもあるし、ガソリンもどんどんどん上がりようと。ほいたら今、少々お金が高うてもよね、いうたら。先を考えたら、なるだけガソリンを使わんでもかまん車。ハイブリッドも含めて、電気自動車も含めてよ、やっぱそういう目的を持ったね取り組みをよ、自分はしてもらいたいと思うもんでお聞きしたからです。

それともう1点、住基システム。これもね行政の仕事をね、人使いよったらよ人件費が上がるき、ほんでもう公共の自分らの仕事をこういう形に変えたらいうこと、これは佐賀の町、まだ合併する前からこの問題出てきたときにね、自分、言わしてもろうたことあるが。確かによ、業務の効率とか何とかいうプラスはあると。あるけど、このお金は町から全部外へ出ていくお金ぜよいうて。人件費が掛かる、人件費が掛かるいうてもよね、その人件費は大体が職員の皆さんは町内の方やきね、これは。ほいたら、おんなしように出ていくお金もよ、片方は全然いうわけじゃないですけど、ほとんど関係がない、どこの誰やろが使うか分かんところへ出ていくお金。それから、この人件費については町へ落ちていく。それは町民の皆さんの中にはね、多くの方はよ、まあ自分、議会前も言わしてもろうちようき言わせてもらうけどよね、ええお金をもらいようと、一般の町民の皆さんの所得から言うたら。いうことでいろいろ批判あるけれど、それはそれとしてよ。けど、そのお金は町の中へ落ちるがやきね。ほいたら、それが回り回ってよ、町の中で動くお金になる。そういう面があるきにいうて自分はそのときも、このシステムをどんどんどん入れることはよ、それこそある時まで言われた、公共事業が地方財政の命取りになったようによ、これが今度は命取りになるぜよいうて、自分言わしてもろうとことですが。そういうものがあるために、ほんで自分はこれを入れたことでよね、どういうプラスがあるか。本当のところで。確かに業務も電気で、こういうシステムでやると、確かに効率は良くなると思うけど、けど残念なことには効率だけでは現実にかんがやきね。

ほんで自分、どういうメリットがありますかいうことをお聞きしたわけです。どういうメリットがあるかいうことを町は考えておりますかいうこと。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、公用車購入の件ですが。議員ご質問の方はですね、車を指定してうんぬんというようなご質問でしたけれども。やはり自分たちがそれができないのがですね、やはり予算を通していただいて、それで新しい年度になってですね、それが実施できるということがありますので、その点はですねご理解願いたいというふうに思います。もし、議会通さんづくにですね、先にやってかまんということになりましたら、これはまた問題がありますので、基本的にルールに基づいて対応しておるとい部分でございます。

それから、住基システムの関係ですが、メリットということですけども。基本的にですね、これは全国統一でやっていくということで、大変大きなお金であります。メリットと致しまして、やはり住民へのですね、それを提供するときの早さも大きなもんじゃないかというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ、自分の言うことはいく部分もないわけじゃないと思うがです。確かに今課長おっしゃるように、もうこういうシステムはね全国でやりよるきに。

けどね、自分思うがです。たとえ全国でやりよってもよ、本当に地方に、黒潮の町にプラスになるかなら

んか。それこそこの前自分、東京へ行っちゃって、矢祭の根本元町長さんともちょっとお話したことでしょよ、あの町長さんはこれ反対やったがやきね。あのとき総務大臣のよ、あれ片山さんかね。物好きな町長やいうてよ、いう発言が新聞へも出たことあったけんどよ。自分ね、確かにそれはもう国がやりよう、県がやりようということに乗らないかん、一緒にやらないかんいうことを自分は否定するがやないがです。しかしね、1つ、2つばあはね、わしゃやらんいうようなよ、基本的な行政のね取り組み、これはいうたらね、理念、哲学。そういうもんがね、今自分は求められちよう思うがです。自分は、これそのものをいかんいうがやない。ただ、取り組むもんは取り組むでもかまんけんどよね、そういう考え方を持っていてということをお聞きしたいと思うて、メリットということをお聞きしたことでしょけんど。分かりました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

ちょっと質問の配分を間違えましたけど、あと1回ありますよね。

48ページの入野本村コミュニティー助成から始まって、3、4つコミュニティー助成がありますよね。地域の伝統文化なんかを使うというようなことでしたけど、それをもう少し内容を細かく知りたいということと。

それからですね、53ページ。13節委託料のですね、携帯電話等エリア整備事業の委託が770万あって、その下ですね、15節の工事請負費で携帯電話のエリア整備事業が出てますね。それから54ページに、その携帯電話の今度は備品購入がまた1,800万も出てます。これらを、携帯電話の所を合わせますと大体6,500万か、もちょっといくかな。それぐらいになると思うんですけども、合計したらですね。ここは、熊野浦と橋川だか言われましたけど、前回もどこかありましたよね、湊川とか。

それで今まで、湊川とか前回やった分も含めて、携帯電話の不感地域にかかった費用が大体どれぐらい掛かったかということと、もうこれで携帯電話の不感地域の解消するあれは終わりなのか、まだ今後もあるのか。

そういう点をちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、48ページのコミュニティーの関係ですが。これはですね宝くじ関係のお金ですね、地域の文化継承のために使おうということで対応しております。内容的にはですね、法被（はっぴ）とか、のぼりとか、太鼓などを購入して、それに対する補助金ということになります。

それから携帯電話の関係ですが。ここの予算にはですね、3つ足しまして6,600万ぐらいを計上しております。議員の質問にもありましたように、熊野浦と大方橋川を23年度はやっていくという計画です。

それで、今までの投資ですけれども、今、奥湊川地区を22年度に行いました。決算が挙がってませんので明確な数字ではないですが、約3千万くらいじゃなかったかなと思っております。

それと、今後のところですが。今、不感地域がですね、米原、川ノ内、伴太郎、仲分川、それから佐賀の須賀留辺りじゃないかなというふうに思っております。

（宮地議員から「それらも全部やるのかいうて聞きよう」との発言あり）

いや、それはもう財政状況を見ながらやっていきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質問はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

情報基盤整備事業の 55 ページですが、この中でも。

議長（小永正裕君）

竹下君、すいません、3 回質疑を行っておりますので、先に。

（竹下議員から「3 回やったら駄目」との発言あり）

ええ、この款はもうないということで。

（竹下議員から「大事なことやけど、まあええわ」との発言あり）

（山本議員から「質問ありますので、休憩して質問したいですが」との発言あり）

この款、終わってから休憩します。

山本君。

19 番（山本久夫君）

46 ページですけど、46 ページの 6 目の節の 1 の報酬なんですけど。審議会へのこれ報酬 79 万 8,000 円ですか、計上してありますが。これは 22 年度と同じでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

一部増やしています。内容的にはですね、委員さんがなかなか熱心に議論していただいておりますので、大事な部分ですので一部増やしております。

議長（小永正裕君）

山本君。

19 番（山本久夫君）

この委員は確か 2 年の任期ですから 23 年度も今の体制でいくと思うんですけど、議会の方は改選がありますので若干 2 名ぐらい代わるとは思うんですが。

もともと審議会の話をつつも前からしゅうんですけど、確かに議論をされて結構なんですけど、最終的には行政の要は評価をしてやるというパターンでいくわけですが。議会での決算の関係とかいうのをちょっと先に一遍話したことがあるんですが、総務課長もご存じのようにね。あまりにも会が多過ぎる。熱心にやるのはいいんですけど、熱心にし過ぎてちょっと、行政が諮問している内容をちょっと逸脱した方向になってですね、議会が決算をしたことについても評価をするような話になるわけで。そのへんがありますので、報酬で表したらこのくらいで議論されるが結構なんですけど、執行部としてぜひ諮問する内容をですね、範囲をですよ、要は評価してくれて、進ちょく状況はどうかという判断だけあればええわけで、改善とか方向性とかいうのは別問題ですので。そのへんを十分ね諮問しないと、どんどんいくから会議も長くなるわけで。ある程度評価をして、結果と評価、それに尽きるわけですので。そのへんをちょっと、再度やるときにですね、第 1 回目の会を開くときにですね、執行部から。よくやったら、これがひよっとしたら 50 万で終わるかも分かりませんので、よろしく。

そのへんは考えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

委員会そのものはですね町の振興計画で、その中の今後の進ちょく状況の見張りという言葉はあれですけど、見ていくということで大事な部分だろうと思っております。

それで今、議員から質問があったようにですね、あまりにも長かったということも確かにあります。従ってですね、今年、22年度中に来年度の方向性をつくるということで、諮問数も落としていこうというようなことですね、また相談していきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、49 ページ、50 ページですね、今年も海外派遣でニュージーランドへというお話なんです。先ほどもちらっとですね、そのニュージーランドの地震の話があったんですが、今回ですね、この直接の予算とは関係ないんですけど、やっぱりあそこでまだ日本人の方が不明の方もたくさんおられますし、やっぱり語学教育と一緒に勉強しに行ったとかですね、黒潮町もフェアフィールドと提携を結びながらですね語学教育をやっていたということで。

黒潮町としてもですね、同じような方向性で一緒に勉強してた人たちも犠牲になった人も多いですし、町全体もですね、場所的にはちょっと違うんですけど、お世話になってるニュージーランドでそういうことになったということでですね、黒潮町として何らか、やっぱりみんなで少しでも、ちょっとでも、金額の多寡にはよばないと思うんですけど、多少義援金を集めて送るとかですね、そういう動きをした方がした方がやっぱりいいんじゃないかなという気はするんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

どういう形になるか分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

この際、11 時まで休憩致します。

休 憩 10 時 46 分

再 開 11 時 00 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

3 款の 77 ページで、今回初めて身体障がい者旅客列車グリーン車両利用扶助というので 10 万円をつけてくれています。これは皆さんと一緒に署名を取ってやったということで、今回、町長の方でつけてくださったという

ことなんです。

今回ですね、この内容自体はですね悪く思ってるわけじゃないんですが、基本的にやっぱり本来はですね、その JR なり、くろしお鉄道が、こういう公共交通を利用する方のためのですね、いわゆる交通弱者を守る体制からすれば、その施設者がですねやっぱり一番最初にやるべきことであって、特に今回は黒潮町の中でのこの予算ですから。

それ以外の方がですね、実際に利用しようとしたときですね、例えばほかの地区で同様の障がいを持たれてる方が同じようにですね乗ってきたときに、片方の方はグリーン車用に乗れて、片方の方はグリーン車用に乗れないとかですね、ある意味不公平感があるような施策で流れていくような形になりかねないという。ちょっと何と言うんですかね、いい面もあるけど、やっぱり全体から考えるとちょっと不公平感を与えるような施策になりかねないということから、やはり思うのはですね、黒潮町としてはその JR なり、くろしお鉄道にですね、こういう不公平感のある対応にならざるを得るので、早く何とかしてほしいということですね、やっぱり町長の方からですね強く、そこは働き掛けていくべきじゃないかと思うんですが。

そのあたりどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員のおっしゃるとおりであると認識しております。

署名を取っていただいて正式に提出さしていただきました後に、JR 四国とくろしお鉄道の方から正式回答がございまして、その回答を考えますと、23 年度は何らかの措置を打っていただけないということで、あくまでも経過措置であると、そのように考えております。これからも JR、あるいはくろしお鉄道の方には、車両改造を含めてですね車いすでの利用が容易にできるような、そういった何らかの手だてを講じていただけるように強く言ってまいります。

それからまた不公平感についてでございますけれども、幡多広域の協議の中でも、今回黒潮町はこのような予算を挙げさせていただきます、よって、その要綱はこのようなものと提示させていただいております。3 月当初が無理であればですね、6 月補正でも対応していただけるように、再度首長さんの方に連絡をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

75 ページをお願い致します。15 節の工事請負の所で、エレベーターの設置でしょうか。これは聞いたと思うんですけど、どこへ設置されるのか、工事が、230 万と。

それと、ここにあります備品購入の中で、18 の。普通車購入 150 万は、どのような目的で買われるのかについてお願いを致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

エレベーターの件でございますが、佐賀町民館にはですね 2 階建てになっておりますけれども、階段だけでございます。高齢者も増えてきておりますので、その高齢者のですね、利便性といいますか、危険性を防ぐた

めにですねエレベーターを設置するという目的で計上させていただいております。

それから、車の購入でございますが。現在、町民館のですね児童館と車をですね併用しておりますけれども、21年度までは佐賀児童館は教育委員会の所管でございますが、距離も近かってですね、児童館の車を借りたりしながら事務処理をしておりましたけれども、22年度から町民館がですね住民課の所管になりましたので、距離も遠くなりますね、児童館と車の使用がですね、なかなか、両方が同時時間帯に使うようなこともありますので、新たに町民館にですね車を購入するものでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

68ページの委託料の中で69ページへ移りますが、黒潮町障がい者計画・障がい者福祉計画策定とありまして、計画を策定していただくのはありがたいことなんです、これ委託料なものでして。これ、町がやるんじゃないにどこかへ頼んでやるということになろうかと思うんですが。その場合に、白紙で委託、どこかへされるのか、骨格を示した上で委託されるのか、相手はどういう所をお考えなのか。

それから、70ページの障がい者援護費とありますが。まあちょっとこれ、言葉尻とらえてどうこうみたいな質問にもなりますけど、18万5,000円。まあ精神障がい者の方もいろいろとご苦労されておりますが、このいささか数字が小さいように思うんですが。これは目を設けてやっておるんで、もうちょっと予算的に、障がい者も困っておるが、障がい者を介護いたしますか、介助いたしますか、そういう方も大変お困りでございますので、そういったところを今後この予算ですとっていくのか。また、具体的な事例が判明してきたら、そのようなことは配慮していただけるものか。

その点についてお尋ねします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

ご質問の69ページの委託料で、障がい者福祉計画の委託料でございますが。これ3年ごとに計画を作ることになっておりまして、24年度以降の計画を策定することになっております。基になるのは、現在ある障がい者福祉計画を基に見直しをするということになろうかと思いますが、これは委託先はコンサルの会社に要請したいと、そのように考えております。

それから、次のページの3目の精神障がい者援護費、予算額は少ない額になっております。精神の障がいを持つ方の社会参加ということで、主には福祉センターの方で、さとう木という喫茶コーナーとかを設けて行っております。主にはボランティアの方に協力を願っておりますので、費用的にはあまりここには計上されておりませんが、今後状況によって見直ししていきたいと、そのようには思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

72ページの人権対策総務費の中で11節の需用費、人権啓発用贈答品44万1,000円。これ、何を誰に贈るのか。

それから旅費が、泊まり合い研修に参加するための旅費やろうと思うんですが、9節の135万3,000円。こ

これは毎年組んで実施をされているんですが、これの参加率。かなりこう、参加する人員を集めるのにかなり苦労をされているようです。それからもう1つは、人員がどうしても集まらんときには役場の職員を間に合わすというようなこともいろいろ工夫をされておるようですが、そこらあたりの参加状況について。本当にこれ、皆さん喜んで進んで、この研修会に参加をされているのか。また、そのことに対する効果。どういうふうと考えておられるか、評価しているのか。

そこらあたりお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

まず前段のですね、44万1,000円の贈答品でございますが。各学校にですね、人権擁護委員さんとですね人権尊重のまちづくりということで学校に行き、いろいろなお話し合いをさせていただいたりしております。

その中で、物としてはですね、球根とですね鉢セットと、それから人権の花をですね各学校に配ってですね、記念にですね植えてもらったりして、ものを育てるということも大切でございますので、そういった意味も含めてですね、各学校の生徒たちにですね植えてもらって育ててもらおうということで贈らせていただいております。

それから、女性泊まり合い研修でございますが。ちょっと、昨年度のですね参加状況が今手元でございますので申し上げます。

泊まり合い研修につきましては、行政ばかりがですね出席することが目的ではなく、やっぱり民間、事業所も含めてですね住民参加をしてもらうことが重要であると考えておまして、各担当からもですね各事業所等に出向いて、ぜひ参加していただきたいということでお願いもしている現状でございます。この中で、一定のですね事業所からの参加もでございます。

それで、効果ということでございますけれども。2日間のプログラムの中で最終的に感想文等をですね書いてもらうわけですが、前段でいろんな討議をするわけでありまして、感想文の中にはですね、参加して良かったと、今後も続けていってほしいといった感想文がほとんどで、泊まり合い研修自体をですね否定する者はそう多くありません。ただ、1泊2日ということの時間的なことはですね、近くでやれないとか、1日ではできないのかといったこともありますけれども、やっぱり泊まり合い研修の意味合いからすればですね、今後も泊まり合うことで寝食を共にして、自分の気持ちを出して、お互いが交流するというのがひとつの目的でございますので、今後も、先の町長の泊まり合いの研修の質問のときにもですね答弁したとおりでございます。

ちなみに、21年度の研修生はですね45人となっております。22年度ももう済んでおりますけれども、ちょっと手元に資料がございませんので、後で数値の方は報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあいろいろ、この泊まり合い研修についてはいろいろ議論すべき所があって、大体、私も再々取り上げてきたわけですが。この女性泊まり合い研修について、町の招集、町から要請をして作文なんかを書いてもらった内容と、それから参加されている方から直接私が聞いた内容とは、だいぶ食い違いがある。

で、率直に言って、そこらあたりの問題を考えたときに、やっぱりもうこの泊まり合い研修も1泊2日ですか、2泊3日ですか。そういうあれで時間を取って、旅行気分で行って話し合いをするということだろうと思いますが。結局、私、まず金の問題、財源の問題。いわゆるこれからの財政運営について、どこでどうやってコストを下げるかということになるわけですが。結局、効果の問題から考えても、実質こういった事業費を、あんまり大した効果もないのに、やっぱり既設の事業をやっぱり延々とこう毎年取り上げて続けていかないかん。なかなかその改善ができない、いうところにもいろいろ心配をしておる。

だから、いつまでもこういった事業を続けるということではなくて、いわゆるもう終結をする。すべて同和問題に対しても終結をして、もう既に終結をしておるわけですから。終結をして、ほんで後はですね、やはりその地域の皆さんと、それからそれを取り巻くいろいろな外部の方々の皆さんとの対人交流はやっぱり、本人同士でやっぱり進めていく。こうしていつまでもお膳立てをして、そうしてそこへ人権問題の特に集中した問題を取り上げて議論をするよりも、そういう形で住民と住民とのいわゆる対話が進むように、自主的に対話が進むように、自主的に人権交流が進むように、いろんな形で対人交流が進んでいく中で本当の信頼いうものがこう生まれてくるわけ。だから、そういうことをやっぱり、この自立を求めていく。いつまでも行政がかかわって、こういうことをしなきゃならない。

それからもう1つは、やっぱり、これ温存助長する。問題を温存助長していく結果につながっていきよるんです。学校の教育現場の取り上げ方の問題にしろ、こういった取り上げ方の問題にしろ、温存助長。これがあからやっぱりこれをやらなきゃならんのかという、そこにひとつの問題点をやっぱり残していくということが、今、この批判をされている結果なんです。

だから、これはいつまでもこんな所にこんな貴重な財源をつぎ込むことよりも、本当に救わないかん人間。例えば国保料が納めれんために、医者にもかかることができずに命を落としていきよる、病気で亡くなっていきよる人間が、今増えてきよるんです。そういうものに対してやっぱり手助けのできるようなね、金の使い方というものを、やっぱり本当に人権を大事にするんじやったら、そういうことをやっぱり行っていくということをしなきゃならんと思うんです。

そういう点でひとつやっぱり検討を、今後、検討課題としてこれを廃止にするかどうか。そこらあたりまでやねする考えはないかお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

先ほど、泊まり合い研修の参加について、参加者が旅行気分というような発言もございましたけれども、私の認識としましては決して旅行気分だとか、そういったことは感じておりません。まず、そのことを伝えておきます。参加してくれている方は、皆熱心にですね討議をしてくれておりますし、その討議がですね自分自身の人権に対する向上にもつながっているものだと、私は考えております。

それから、この同和問題、部落問題が終結、完結したというご発言ですけれども。私から言わせてもらえればですね、平成13年度末をもって特措法が切れました。その結果ですね、もう終結しましたよと言いながらでもですね、それ以降、同和地区の方に対するですね賤称（せんしょう）語だとか差別発言、また、差別落書き等々はですね、またこれは非常に卑劣なやり方だと思いますけれども、インターネット上でですねウェブを使ってですね、いわゆる通常2ちゃんねると言いますけれども。2ちゃんねるでですね、非常に賤称（せんしょう）語を使ってですね差別表現をしています。まあ顔が見えませんが、これは非常に数が多くなってきておりまして、ウェブ管理者に対してもですね、国はですね一定の管理をしないかんのではないかというふ



うな認識も持っておるようでございます。

それから、この泊まり合いの研修の中身でございますけれども。ほとんどが今までですね、同和、部落問題を中心にやってきました。というのは、人権問題の研修につきましては、他の事業でもですね人権問題7つの課題があるわけですが、それぞれに関係部局と連携取り合っただけですね研修等を行って来て、町民のですね人権啓発の向上に努めております。

それと、泊まり合いのですね事業の見直しということですが、私もそれは少し感じております。1つにはですね、他の人権も取り入れながら、事業の中身としましては班別合議等はございますので、例えば1班は女性問題だとか、2班はまた別の問題だとかいったことでのですね工夫もしながらやっていかなければならないのではないかと考えておりますけれども。これらは今後また23年度も計画しておりますけれども、検討をですねしていかなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

実に、執行部としてもかなり答弁に苦しい内容だろうと思います。

私はやっぱり、もう同和問題は終結したんだ。もうそれで、今はもう既にその環境改善をやり、それから地域のいわゆる生活水準についてもやはり底上げの問題からして取り上げられて、特措法の中で完全実施をやられていった。そういう状況の中で、もう既に同和関係は終わったんだ。これからは、ここまで行政の責任においてそれぞれのしなければならぬ事業をやってきたんだから、これから先は我々地区民がやはり率先して、一般地区の皆さんとの対人交流を図っていく。そのことはどんどんどんどん進んでいきよると思うんですよ。確かに、差別事象という、いろんなインターネットとか何とかそういうものはあるかも分からんけど、落書きもされよう。しかし、そのことを取り上げて、差別がまだ残っちゃうなんていうことでなくて、それらがいわゆる時間とともにずうっと既に解消していきようわけですから。あとは本当に、まあ地区住民が本当に信頼される人間であるということがずっと広がっていくことがね、これからのいろんな形でのすべての問題を解消していく。たとえどんな形で取り組みをしようが、結局、人に憎しみを持って、いろいろ憎まれることをやったりやね、行為するようなことで対人関係をぶち壊すようなことをするような形で、実際にこの信頼というのが深まっていくかいうたら、そういうもんじゃない。

うちの子どもも抱えて、子どものとこへいろんな地区外の皆さんが遊びに、子どもが遊びに来たり、それから、私自身もいろんな皆さんのお付き合いもしてきている。それで、どこにもその壁というのは、私どもには感じない。あえて人間と人間との間に壁をつくるような形の内容が今の行政によってやっぱり仕組まれてきよるというその印象が強いから、やはり検討はね今後もして、改善をすべきものは改善していこうという考えで、ひとつ行財政の編成についても進めていってほしいということをひとつお願いをしたい。

ということで、ひとつ検討をしていただけるかどうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

泊まり合いの事業についてでございますけれども、まずはこの財源的な問題でございます。行政としましては人権施策の一環としてやっておりますので、ここに財源が割り当てられるのは当然であると、そのように考えているところでございます。

それからまた継続の可否についてでございますけれども、竹下議員と認識の違いがあるのではないかなど、そのように感じているところでございます。同和問題は終結されたと、特措法については確かにそうかも分かりませんが、最も大事なものは心の問題でございまして、それが誰から見ても終結を遂げたと、そのようになるまでは一生懸命人権問題を教育していく、あるいはそういう場をつくっていく。そういったことが行政に求められる姿勢であると、そのように考えております。

しかしながら、よく言われるその内容につきまして。これにつきましては検討をしていく余地があると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

73 ページで町民館運営費の中の報酬の所で、ちょっと内容を教えていただきたいんですが、町民館相談事業補助職員の報酬で 208 万 4,000 円が組まれております。

この仕事の内容はどのような相談、まあいろいろあろうと思いますけど、恐らく子どもさんのことではなからうとは思いますが。これが両方に町民館があると思しますので、両方でやられておるのか、その内容ですよ。相談の内容はどのようなことを受けてるかということだけお教え願います。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

この相談員でございますけれども、現在は佐賀地域に配属させていただいております。

この中身につきましては、子どもさん含めですね、地域ですね中でいろんな相談事が、具体的に何がというようなことはちょっとあれですけども、いろんなそれぞれ家庭にですね悩み事や相談したいことがございます。そういったことをですね受けてですね、その相談に乗ってですね、また、その相談によっては各機関にですねそういった中身についてのご相談いか解決に向けてのですね相談に乗るということで置かさせていただいております。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

今のお話では佐賀地区だけの対象ということですので、町民館は双方にありますよね。その内容が、今言うようにいろいろな、もろもろの地区内の相談を受け、その各内容によっては、課とか県とか、その他の所へ上げていく事業をやっているというように理解をさせていただきました。

それでいくと、旧大方方にはそういうものを設ける考えがあるのかないのか。佐賀だけ、それとも兼務するのか。佐賀 1 名で両方の相談事を兼務されるのか。今の説明では佐賀地区のみという、限定されたように理解してますので、その人を 1 人置いちょうものをもう 1 名増やして、こちらにも配属さす気があるのか、そういう考え方があるかということについて。相談員を置いちょうということやから、佐賀には、こちらにも町民館があるんだから、町民館の方にも置くのかということでお聞きします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

再質疑にお答えします。

現在のところはですね、旧佐賀町につきましては合併前から配置しておいたものもありますけれども、旧大方地区、大方町民館の方へはですね、現在のところ要望がないから置かないと言うとあれですけども、町民館に2名配属しておりますし、その中で相談業務に当たっておりますし、そういったこともございまして現段階ではですね、こちらの町民館にですね相談員を置くということは考えてはおりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

79 ページ、節の 20 ですがね、扶助費で老人保護措置という所に 4,952 万 2,000 円の計上されておりますが、どのような形のものをやっておるがですかね。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

この老人保護措置費についてはですね、老人福祉法によって養護老人ホームへの入居措置をしております。現在、黒潮町では 24 名の方がそういう施設へ入っております、この費用を町費で賄っております。これは町内には施設はありませんが、四万十市ほか、高知市等への入居されている方が全体で 24 名となっております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

よう分からざったのですが、結局、町外の人ですかね。それとも、町内も含めてということですかね、24 名。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

すいません。対象者はですね、町内の在居者。もともと町内の方がですね高齢になって、一人暮らしとかで家で生活できないというような状態の人が、そういう養護老人ホームへ入所している方です。元は町内の人です。

すいません、町外の施設すべてと言いましたが、養護老人ホームのシーサイドの方にも 2 名、措置している方がございます。すいません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

4 款のですね、91 ページのその EM 菌のことなんですが、これは役務費の中で放流後水質検査ということがありますが、その結果はいかがなものでしょうか。私はやることには賛成の立場なんですけど、ええかったらもっとどんどんやったらええと思う考えなんです。

この原材料らも、あんまり薄めて使うとやっぱり、まあ素人やきょう分からんけど、菌がある程度繁殖するには一定のエリアの中に一定以上おる方がええように思うんですが。まあ餌がないなったら、それもいかんけど。あんまり薄くならないような格好でやったらええように思うんですが、これはそのへんはどういうふうなやり方でしょうかね、その原材料に。

最初は 12 節の検査の結果。それから 16 節は原材料費とあるんですが、どういう基準でもってその原材料に対するお金を出しておるのか。うまერიゃなんぼでも薄うなるし、そういうことになってくると効果が半減するということになれば、それはそれで問題やし。

私は前向きにとらえた考え方の中での発言なんですけど、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長 (小永正裕君)

住民課長。

住民課長 (松本輝雄君)

91 ページ、12、役務費の EM 放流後の水質検査でございますけれども。現在、議員もご承知だと思いますけれども、佐賀庁舎北側にですね EM 培養液を間隔を置きましてですね、あそこの水路に流しております。その流した排水がですね伊与木川に戻ってきますので、その状況といたしますか、その水質検査をするために 9 万 5,000 円挙げさせてもらっておりますけれども。水質そのものはですね、良くなっていると。大きく変化はないようですけれども、良くなっていると。悪くはなっていないという報告は受けておるところでございます。

ただ、1 カ所と思いますけれども、検査をするのは下流の 1 カ所だったと思います。そのためのですね予算を計上さしていただいております。

それから、16 のですね原材料費の 56 万 6,000 円の EM 菌の原材料費なんですけれども。正直言いますと、なかなかこの EM 菌につきましては難しいといえますか、いうこともありまして、技術的にですね私もちょっと分からない部分もありますけれども。そこのところは佐賀で、ここで培養施設をですね運営しているの方が詳しいと思いますので、一番効果のあるような培養液を作っていただいておりますので。

こういったことでのご答弁しか、ちょっと技術的なことはですね私も踏まえておりませんので、先ほど申しましたけれども、最適な培養液を作っていただいているものと思っております。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

いや、その今、矢野議員のあれと関連しますが、その検査の目的よね。効果があるき、ほいたらもっと大々的に、佐賀だけやなしに大方もやるとか、各地区へやろうとかいうような目的を持っての検査なのか。ただ、検査のための検査なのかということが 1 点と。

それから、材料費の問題。先ほどの歳入の所でも、あれ 49 万ぐらいでしたかね。入ってくるお金よね、あるわけで。ほんで、自分思うのは、直接これじゃないですけど、町がよね、この事業結果、どう評価してどう取り組むかということが一番の問題になると思うがです。

そういうことで、今の検査の目的。どういうことが目的で検査しておるがですかね。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

目的と致しましてはですね、伊与木川に、先ほど言いましたようにEM菌を流しておりますので、その年々の変化をですね統計的に取るための目的でやっているものと私は認識しております。

それから、こちら大方側にもこういった施設をとということでよかったですかね。確かに、12月議会の一般質問にもございましたけれども、あそこの水路のですねおいとかな、ぬめりがなくなったということで、効果があるというような報告を受け、また報告もさしていただいたわけですがけれども。こちら、旧大方地区でもですね、入野地区の下水路なんかにつきましてもですね、相当においも出ている所もあってですね、試験的にやってみてはどうかということも考えてはおります。が、直ちにですね、それをやるかということにつきましては、まだ当初予算も挙げておりませんですね、今後のですね検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

そのね、別にあれ検査せんでもよ、現実に佐賀の場合は、まあ自分も、それから西村議員も何回か言わしてもらったようによね、もう水がきれいになっちゃうと。ほんで水がきれいになっちゃうと、夏、蚊が出てこんとか。それからもう1つはね、今、浄化槽の排水を流しよるわけよ。そしたらね、以前はね、ある場所いうか、ある家によったら、それほど浄化されてないが町の溝へ流れてきて、何か、あの溝臭いねとかいうようなことがあったのが、ないなっておると。というようなことで、数値には出てきませんけど、効果のあることはね分かっちゃうわけ。これ、今年こういう9万5,000円ですかね、検査費がね。これ、10年やったら95万なるわけよ、例えば。

ほんで自分がお聞きしたのは、毎年検査すること自分、悪い言うがやないがです。ほいたらこういう効果があるき、ほいたらこの事業をどどんどん町全体に広げていこうかというような目的を持ってよ、そのための検査やったら自分は問題ないと思うがですけど、そういうことはまあ今から検討するというお話ですけどよ、先にも言わせてもろった検査のための検査やったらよ、ほんまに無駄遣いやと思う。ほんでそれやったら、この9万5,000円を原材料費にしたらよ、単純に言うたら2カ月分ぐらいの材料費になるわけ。まあ、これEM菌を活性化する装置の能力の問題もあるもんで単純にはいきませんけどよ、大体これ1週間もしたらね、大体使えるようになるがです。EMのあの液と、それから糖蜜とやって作ったらね。

そういうようなことで、ほんでまあ矢野議員の質問にもあったように、別に自分、これからどうこういうことやないけど、基本的には悪いことやない、これね。そういうことこそね、町がお金を使うべきやと自分は思うがです、そういう面にこそ。

というようなことで質問さしてもらいました。まあ検討ということですから、分かりました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

91 ページですけど、92 ページの方になります。一番頭にあります合併浄化槽設置整備事業の補助金の関係なのですが、これも恐らく前年度の実績ということでの予算計上だと思います。そして、これも県の補助金絡

みのことになろうと思っております。

昨年度は急きょ増えてきて、県の方からも補助がついて、申し込みの件数がこなせたという、それには職員さんの努力があった結果だというように私は思っております。急きょ予算オーバーになる申し込みなんかがあった場合ですよね、皆さんリフォームをやられたときに、全面リフォームの場合にもこの合併浄化槽を入れ込んで、トイレとか炊事場、風呂場もすべて合併浄化槽用に直すご家庭が最近かなり増えてきてます。新築だけでなく、そういうような関係のリフォームが増えております。

その場合に1つお願いしたいのは、リフォームなんかとか建築の場合でも、地元の業者じゃない方をお願いをする施工主も、いろいろな関係で必ずしも町内のリフォーム業者とか建設業者でない方もおいでると思えます。その場合に、申し込みの期限なんかの場合に、先取り順番みたいな形になった場合に、その数がないなって申込みがずれて、去年度はちょっとトラブルがあったようにお聞きしております。

それから、その浄化槽がもし条件が変わった場合とか、受付の件数がもうなくなるとかいうものを通達する場合に、やはりもうちょっと考えてる方に行き渡らないと、別立ったものでその内容が受けた業者に、町外だったために漏れて、出したときにはもうなかったとかいうようなことも起きております。それで、そういうこともないようなことと。

それから一番聞きたいのは、今年度がどればあの数を予定しておるのか。ほんで、今後もしそういう事態が発生した場合に、それをどのように対処して、その方のリフォームとか新築がかなえてあげられるか。まだ皆さん補助があるから、改築するときとか新築するときには浄化槽に切り替えていってると思えます。やはり大きな金額にならないように、何十万かのその補助を考えて計画が出されておると思えますので、やられる方が。今年度は何基なのか。もし申し込みが多いとき、それができない場合の連絡をやられる方にスムーズにして来年度に事業をこかしてもらおうか、相手方に。そういうようなことと、もしこの場合には補助をまた上積みしてやるか。

その3点、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

森議員の合併浄化槽の関係についてご説明をさせていただきます。

22年度につきましては議員言われましたように、当初は予算枠がですね、前年の実績が出てないもんで前々年の8割ということで、非常に少ないときの数を分母にしてですね8割を掛けられたものですから、結果的に申請に対してですね十分に足らないような状況になりました。そして、その後県からですね補正をしますよという返事をいただいておりますので安堵（あんど）しておったわけですが、結果的にもう補正はしませんということで、大変我々も要望に行ったりしましたけれども、なかなか県も現段階でできないということでございましたけれども、結果的に12月補正で割り当てしますよということでですね、ほとんどの方に設置することができたという結果になっております。

23年度要望につきましては、基数としましてはですね33基を予定しております。5人槽15、7人槽15、10人槽3基、これはあくまでも計画の設置数でございますので、申請によって変わってくる可能性がございます。

そして、補助金の交付の方法でございますが、基本的にはですね、申請してきた方からですね順番に補助していくというのをですね、今年も基本的にはそれでやっていくということになっておりますが、議員が心配されるように、残りが少なくなった時点でですね本年度につきましては、残り申請数との関係もございまして、事前にですね、そういうお知らせもしながらですね、結果的にまた抽選というふうなことになるかも

しれません。その前段にはですね、足らなくなった場合には県等にもですねまた予算増額の要求なども致しましてですね、できるだけ補助金を頂いてですね設置をできるようにしていきたいなと思っております。

ただ、リフォームとか、いろいろ家庭のご事情はあろうと思えますけれども、ただ補助金の交付の仕方としてですね、やはり申請があつて交付があつて事業に着手ができますので、そのへんはですねルールをですね守っていただいてですね設置をしてもらうようお願いを致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

92 ページの節で 13 の委託料、耐震診断委託ということで 250 万 1,000 円ですかね。何か佐賀の診療所のとうご説明でしたが、めっそなお金掛かるよと思うのが 1 点と。

それから、これとは直接あれじゃないですけど、佐賀庁舎のその耐震の工事をやっておるが、この間見えてから分かったがですが、まあ分かっておれば費用。

それから 95 ページ、やっぱ節の 7 で賃金が 1,481 万 4,000 円。そこに 4 項目、議案説明のときの町道維持管理用務ということで 4 名分（議場から何事か発言あり）ああそうか、すいません。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

92 ページの耐震の 250 万 1,000 円ですが、このことについては佐賀診療所です。これは 47 年に、佐賀庁舎と同じぐらいの時期に建築しました。鉄筋コンクリートで 2 階で 596 平米という形になっておりますので、この 250 万というがは高いという話もあるがですが。ただ、面積とか建築年数、建築構造物等を計算の書式があるようです。それへぶち掛けたら係数とかもろもろが自動的に出まして、こういうたまたまここに 250 万 1,000 円という形で 1,000 円も出てるがですが、250 万 875 円という計算の上で出てますので、担当が細かく 1,000 円に繰り上げて計上したという形で 250 万 1,000 円ということですが。

ただ、庁舎の場合は 3 階建てで面積も多いので、はっきりは覚えてないがですが 400 万、庁舎。（議長から何事か発言あり）工事ですか。（明神議員から「工事費」との発言あり）庁舎の工事については 3,400 万円くらい。くらいでお許してください。そういう形で今の状況ができております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

1 つだけ、97 ページ。13 節の委託料の所で上から 2 番目ですかね、共同作業活用事業委託費 979 万。

この共同作業所の活用事業委託という、その事業の内容をお願い致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

事業の内容ですが、共同作業場活用事業委託ということで、ファクトリーショップ、じいんず工房ですが、そちらの方へ委託をして、今まで手作りで作っているジーンズとかをネット販売とか、いろいろ販売促進につなげていく取り組みを行うものです。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

委託業務いうても、これは町が依頼した品物を作るわけでもないと思うんですが、品物は。ね。こちらが生産したものをよね、そのネット販売に乗せるということであろうかと思うんですが。何かこうちょっと意味がくみ取れんですが。共同作業所の活用事業ですので、これがいわゆるインターネットに乗せるための構築費用に使うとかいうのがの補助金とかいうんでしたらまだ分かるんですけど、何か今の説明では、いわゆる製品をインターネットで販売するための委託料と受け取れるんですが。

こういうものを作ってほしいと、行政が。黒潮町のマーク入りでこういうものを販売すると。その生産と販売を委託するのでしたらまだしも分かりますけど、内容がちょっといまいち理解しぬくんですが。そのことによって、従業員の方が潤うことであるということでは良いことだと思います。思いますが、はて、これ住民に問われたときにきちっと説明ができんと、私らも困ります。そのためにはやはり、活用事業とは何ぞと、委託はと言われたときに、もうちょっと明確によね。ただ、じいんず工房が作る製品をインターネットで販売の構築ということでは、なかなか、年間 979 万の委託料払っての事業ですので。これは、まあまあ、まだね、まだしゃべりたいけんね。

もうちょっと、どういういきさつながか。ただ今の説明では、私が理解できる範囲といいましたら、じいんず工房さんで作ったジーンズの商品をネット販売へ乗せての全国発信するというように受け取れるがですけど。町が委託して作ったものをネット販売とかいうんだったらまだしも分かりますけど、そのへんがいまいち理解に苦しむんですがね。ネット販売やけど、それは一企業がやる事業に対して、委託でなくて町がそのインターネットの構築とか何とかに経費を掛ける、補助するというがだったら分かるんですけど。委託料で出た以上は、毎年そういう委託料が出ていく可能性もあろうかと思うんですが。

いかんというがじゃなくて、意味が分からないということで問うてるんです。どういう理由でこれを出して、どういう利点があって、働きよう人にとって売り上げが伸びれば収入も増えるということですので、そういう見方からすれば悪いことではないと思いますけど、何か今の説明では飲み込めんがですよ内容が、委託事業の。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

お答え致します。

ここに載ってる事業はですね、21 年度に緊急雇用対策事業として県が基金を積み立てて、それによってです



ね各市町村のいろんな事業を取り上げてですね、その雇用者と、それから、いうたら失業者の再雇用を何とか促すということで始まった事業で、その中にずっとありますけど、私が担当してるのもほかにありますけど。それでそれが、その新規雇用がやっておる事業の半分以上あった場合に、それを認めてあげますということで。

例えばその下の方にありますけど、幡多ヒノキの育成支援事業で1,070万3,000円というのもありますけど、これなんかも新しく新規雇用として2人雇って、ほんで1人プロパー職員が、今現在やっているプロパー職員をつけてですね、そしてその作業員に対して必要な、消耗品とか、チェーンソーとか、そんなもんをやっておる事業でございます。

ほんで、原資というか、その財源の方はすべて県から来るんですけど、要するに県が3年間の事業としてですね、緊急雇用対策としてやって、21、22、23年度という事業でやっておる事業でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これは全部県補助で、ほいたら23年ということは、今年で終わる事業なんですか。終わった後の援助はないわけ。支援はないわけなが。

県の補助からの雇用対策で、職員を4人採用したら2名が新規やった場合に、これが適用になるという解釈ながですかね。50パーセントが新規の雇用やった場合ということで。分かったような分からんようなけど、まあ。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まずですね、基本的に同じようなことになりましたが、緊急の雇用対策ということをもまず念頭に置いてもらいたいと思います。そのことがですね、ここの、今年23年度ですね1億4,175万2,000円という予算を組んでおりまして、その財源の内訳で1億4,153万4,000円が県の基金から交付されるという部分でございます。一般財源の持ち出しは21万8,000円。

ここにありますが、基本的にこの事業を採用して、それで50パーセントという話がありましたが、これはですね、新規の雇用の方の人件費が50パーセント以上だったら対応になるということで、今ご質問のありました共同作業所の関係にはですね商品の販売がありますので、その宣伝広告等の費用、それから試作品の費用、それから販売に行くための旅費などがですね含まれておりまして、そういう部分が50パーセント以下じゃないといかんというような基準がありまして、その中でやっておる事業です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地さん。

3番（宮地葉子さん）

今の所ですけども、同じような質問になるかもしれませんが、その下にですね黒潮町地域振興プラットフォーム整備委託とありますけど、これは具体的にどういふものなのかということと。

ここずっと委託ですよ。それで、そこの項目の一番下の所には地域福祉計画策定事業委託とありますけど。このように福祉計画の委託なんかも含めてですね、これは委託ですから町内の方の委託になるのか、それとも町外がほとんどになるのか。特に、福祉策定事業委託なんていうのはどこにするのか、それもお聞きしたいと思います。

お願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、町内の方の雇用ということで基本に置いております。

それで、プラットフォームという話が出ましたけれども、これはですね確定ではございませんが、将来的に自主放送をしていく段階の勉強といいますか、そういうことをですね砂浜美術館の所と関連しながら対応しておるといふ事業でございます。

あと、もう1つあったね。福祉はかまん。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

地域福祉計画についてはですね、町の定めるもの、また同じく活動計画、その計画を実行するために活動計画を同時に作っていくこととなります。それは町の社会福祉協議会がすることになっておりますので、同じような調査をですねダブるということがいけませんので、町社会福祉協議会へ委託して計画を練っていきたいと、そのように考えております。その主に人件費です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これも午前中に言った補正と考え方は一緒なんですけど、財源がですね、これ実は財源、県費の分とこれは合わないんですよ、数字が。だから調べるにも骨折れるけど、まあ見方としたり雇用対策というふうを目の方に出てるので、ああ、ここかというがはなんとなく分かるんですが。

そこで問題は、その委託料ですね。中身がですね一体どういうことをするのか、さっきから質問しておりますけれども。これ書面に表してですね、資料として出してもらいたいがですが。これね、見ても何をやるがやろう分からんがですよ。松原再生事業いうてあるけど、それ、中分からんですね。ほかにもあるんですよ。まあ、多分こうであろうというようことはある一定想像できるのはありますけど。1番の安全安心快適黒潮ネットワーク整備事業委託と言われても、これは何のことですかね、全然分からんが。

こうやって分からんようなものをね、説明資料として出されて、それをねこれを、まあそこらあたり自分の中で考えながら質問せないかんがは、これ骨が折れますよ、本当に。だからね、分かりやすいようによね、議会が終わるまででかまんきよ。そこをいちいち追究するがやないけど、分かるようにしてもらわんことにはよね、目隠しされてねこの議会に臨むいうがはね、よいよ骨が折れるわけよ。

そういうことで、後の手当てをちゃんとしてもらいたいが。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、この資料は皆さん方には渡っておると思います。

というのは、21年、22年、23年の事業でして、21年の段階にですね、この事業を、緊急雇用をするという

段階で資料を確か配布しておると思います。

従ってですね、その継続関係でありましたので、このようなことになっておりますが。今ありましたようにこの部分につきましては、再度ですね資料をお渡ししたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

その関連ですが、県費で全部、あ、これ5款やったね。

議長（小永正裕君）

ほかに。

山下君。

2 番（山下伊都子さん）

またこの事業なんですけど、雇用対策ということで県費が出てるんですけど。この3年間の中でどれぐらいの雇用があって、これ3年で今年で終わるんですけど、やっぱり雇用が大変厳しい中でね、ずっと継続しているものなのかどうか。それがなかったら、ただ3年間、国が事業があって、そのまま終わってしまうようではね、いかなのじゃないかなと思うんですけど。

このへんをちょっとお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的には、この事業そのものはですね3年で終わりです。もう新聞報道等で皆さん方もご承知と思いますが、この基金事業そのものがですね3年間の事業ということですので、23年をもって終わっていきます。

この思いと致しましては、願わくばですね、そのまま商品の販売につながって商品が売れてですね、雇用につながっていただきたいというのが願いにはありますけれども、繰り返しですが、事業そのものは終わっていきます。

以上です。

（山下議員から「何人ぐらいの雇用ですか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼しました。

基本的にですね、23年度は82人。これは副町長の方からも冒頭説明ありましたけれども、82人を考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

山下君。

2 番 (山下伊都子さん)

すいません。100 ページの節の 13 委託料で、地域の物流・生活関連サービス支援事業の庭先のあれですけど。これはちょっと聞きましたら、佐賀の方でも、拳ノ川とか伊與喜の農協の所にも来てもらえるようになったっということですが、この事業でいいですか。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

そのとおりで、この事業です。

これはですね、地区懇でもいろんな方面からですね、そういう庭先集荷、あるいは買い物難民、そういうような要望的なもんもありまして、広めていきようような状況です。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

100 ページですけど、これは 15 節の工事請負費です。345 万。これは耕作放棄地の解消推進工事費となっておりますけど、今年度はどれぐらいの広さを予定で、地区別にはどの辺か、分かれば。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

この事業はですね、平成 22 年度でちょっと残った分でございます、3 地区、田野浦、出口、王迎の 3 ヘクを予定しております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

103 ページのですね、右側の説明欄の 3 行目に地域協議会交付金とございますが、これは大体どういうことをするためのものでしょうか。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

農地・水保全管理の交付金の事業として、農業施設の長寿命化、あるいはそれに基づいたですね活動支援に基づいてですね、町内で 7 集落を現在予定しておりますけれども。これはですね、23 年度からですね、集落の取り組みに対してですね 207 万 4,000 円を計上ししょうがですけども、今までなかった (議場から何事か発言あり)

ごめんなさい。ちょっと下の部分と関係してございましたけれども。

地域協議会で、その農地・水の事業でやっていくという、いわゆる施設の維持保全活動をやっていくという事業でございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

今の103 ページですが、7 目の産業振興推進総合事業費の15 節の工事請負費。加工施設工事請負費がありますが、4,200 万ね。これは何の加工になるのかということと。

その下の備品購入がありますよね。これも、それに付け加えて買うもんじゃないかなと思うんですけど、大体どんなようなものなんでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

工事請負費4,200 万ですが、これは今年度、加工施設を造りましたその後にですね、続けて農産物加工処理施設を計画しております。

それと備品については、今年、加工場を造りましたその中へ搾汁機、サトウキビを絞る機械ですが、それと冷凍庫など、また、あらゆる関係する備品を計上させていただいております。

（議場から「何を作るのか」との発言あり）

農産物加工処理場ですので、一次産品の農産物を加工していく施設を考えております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

その農産物ですけどね、農産物いうたらものすごい広いじゃないですか。ラッキョウとかは入るんです。もちょっと具体的に何かありましたら。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません。

今のところはですね、ラッキョウ、それと黒糖製品にかんする商品を作っていくということになっております。ラッキョウの方についてはもういろいろ注文の方も来ておりますので、即、そっちの方には取り掛かっていくような計画でしております。

それと、まだあとほかにもですね、いろいろ農産物については要望がありますので、その中で商品化していくように考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（矢野議員より「6 款やね」との発言あり）

今、6 款ですね。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

107 ページの日本カツオ学会、1 万円となっちゅうがですが。まあ、国内へ向けての情報発信ということではええ取り組みやと思うんですが、このいかにも1 万円というお金は少ないように思うんですが。1 万円でこれ、今後とも私はやるくらいなら、国内はもとより国外へ向けても、こういうことに対する情報発信は強くや

るべきであると思うのですが。

この1万円の金でどの程度のことができるのか、そこらへんを伺います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

今のところはまだ、会則の中で決めてる個人会員が3,000円で、次、団体会員が1万円。そして賛助会員、会員が3万円というのでやっております、そこで決まっている1万円でございますが。

何をするかということに対しては、今のところ年1回のカツオフォーラム、発表会みたいなものをするがと、年4回の会報誌の発行ということでやっております。

まだ実際に稼働というか、設立したばかりで、はっきりしたあれは出してませんが、まずそれから入って、どうしても足らなくなったら、また会費の変更とかいろいろ出てくると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ちょっと座ってやらさせていただきます。

103ページの15節、今までちょっと質問ありましたけど。これ、どこが経営するんですか。15節の工事請負の作業場のこと。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今の段階では、特産品開発推進協議会が経営を実施していきますが、将来はその法人化に向けて取り組んでいきますので、来年度中に法人化をしていきたいとは考えてます。経営自体は、その法人化までは特産品開発推進協議会です。聞こえましたかね。特産協です。

（村越議員より「特産協はその経営資金とか、そういう経営能力という、そういうことは打診してるんですか」との発言あり）

そこについてはですね、ある程度、今の段階では町が補助をして、法人化するまでは経営をしていくというふうにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

114ページの節の委託料で、轟の滝の遊歩道とトイレの清掃の委託で19万5,000円出てるんですけど、これは住民の方から、市野瀬の所の入り口にすごく立派な轟の滝の案内看板が出てるんですよ。そこに高知からの帰りの人とかが時々入っていくんですよ。そのときに、分からないで帰ってくる方がたくさん、たくさん

いうことはない、いるんですけど。この前、去年でしたかね、森と緑と水の会かね、なんかがちゃんと整備もしてくれていたみたいですけど。

やっぱりあれだけちゃんとした看板を掲げてあるので、私も1回行ったんですけど、手前の滝があまり分かりにくくなって戻ってきたことがあるんです。せっかくあれだけ大きい看板が立ってあるので、そのことをどのように思っているのか、ちょっとお聞き致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

現地の確認をさしていただいてですね、ちょっと検討をさしてください。すいません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

分かりやすい看板を立てていただきたいように思いますので、ぜひ現地に行って調べてみてください。

お願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

121 ページですが。

（議長から「今はまだ7款ですね」との発言あり）

すいません。

議長（小永正裕君）

7款です。

7款で、ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

申し訳ありません。

121 ページですが、13 節の委託料とありますけど、上川口港完成イベントに 200 万ついていますよね。これ、年 2 回の予定とかというふうに言っていましたけど。

結構、100 万のイベントいうたら大きなイベントじゃないかと思うんですが、どのようなイベントなるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

お答え致します。

まず、この行った事業でですね終わった後には、そのときには2回のイベントを開いて、5千人規模の人を集めるようにということがうたわれておりました、その関係で、まず講師を日本ビーチ文化振興協会から雇うということで、講師。一応、ビーチバレーのコートを造っておりますので、そこでどういうもんでやるかという、一応計画ですけど、内容が変わるかもしれませんが、今のところですけど、振興協会から来ていただいてそこに宣伝をして、宣伝とかそういう内容についての話をさせていただくということでございます。

それから、それに関連致しまして来賓用の旅費なんかもいろいろと組んでおりました、それが10万くらい要るように考えております。それから、イベントをするに当たります、いろいろの施設等の委託料と致しまして約60万くらい。それから清掃も、これ、シルバー人材センターなんか頼みまして、10万くらい。

それから、先ほど言った講師という中には、やっぱり一応ビーチバレーを考えておりますけど、ビーチバレーの場合は全然知らない人が来ると人が集まらないのですよね。ある程度、名前が売れてる人を来てもらわないと。例えば、今、あれで出てますけど、女性の方。大体、男性を呼んでも全然人が集まらないということです。女性に来て、それに対して高知県でもこの前世界大会で優勝した方がおりますので、その方なんかと試合をしていただくと。そういった関係で、やっぱり100万くらいは絶対要るだろうということで、まず人件費が主にあります。

それは1回夏場に行いまして、もう1回は前やっておりました、おさかな祭りのようなことをあそこでやったらどうかということで。その2回の計画で、約200万を計上させてもらっています。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

119ページをお願い致します。ちょっとお伺い致します。佐賀の方があまり、本当はもうこれ5年もたつて佐賀のことが分かりづらいということは言ったらいけないかもしれませんが、佐賀のこの13節の委託料の所で、佐賀小町尾（こまちお）と読むんですか、これ。線の測量と、それから工事費が入ってる、この場所が特定できないのと。

もう1点は、委託料が拳ノ川若山線が1,450万で、工事費が200万ということで15節の方で載っているおりますけど。この先の、佐賀の小町尾線なんかでも設計委託料は500万であって、工事費は1,054万になります。それで、工事費の方が200万ということは、設計は、設計測量ういかね、設計委託に測量と設計委託は全線をやっというて、工事は200万だけするのか。

何か、測量の委託よりも工事費の方がけたが1つ違うんで、そのへんの内訳が分かれば教えて。何か、委託料に対して工事費があまりにも低いので。同等ならまだ分かりますけど、一体、測量は全部一遍に済ましておいて、工事は200万の部分だけするというのか、今年度は。

そのへんちょっと分かるように説明お願い致します。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

森議員の質問にお答えします。

まず、拳ノ川若山線、測量設計と工事費の額の違いですけれども。測量設計の方は用地の測量を全線、23年度に行います。といいますのも、用地購入に対しては税務署の租税の関係がありまして、公用に買収するときには1年間の範囲でないと、その租税免除が得られないという措置があります。



そして200万の工事費の方ですけれども、それは拳ノ川若山線のお宮の辺り、小学校の横になります。小学校の横の約100メートル。そこを入り口付近、側溝のふた掛けをやって道路の幅員を確保する、その工事で200万を組ませしております。従いまして、今年の残りから終点までの測量設計、用地測量をやりますもんで、先に、で、1,415万と13節の方が多くなっています。

それから佐賀小町尾線ですけれども、これは浜安商店言うてええのかどうか分かりませんが、今、あこが町道ですけれども、そこから長島のガソリンスタンドに至る旧道になりますか、その設計を、全延長300メートルですけれども測量設計をしまして、工事請負費はその浜安商店から旧宮崎医院の前辺りまでを100メートル実施します。主に排水対策と舗装を修繕していくという工事内容でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

131ページの15節工事請負費で150万、北郷小へヘリポートを造られるということなんですが。

現在ですね、計画されているそのヘリポートの予定ですね。上川口もヘリポートができるということなんですが、どういう感じで今後考えているのかということをちょっと教えていただけますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、これというものは持ち合わせてないというか、計画そのものがですね実際ないんですけど。今ありましたように上川口の所、港のところでですね。それから、ここの北郷、それから消防署の所。それから学校関係でですね、電線等が支障にない所などをですね、このヘリの関係の、県の方になりますけれども、そこから見ていただいて指定していくというようなことに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

そしたら今の説明だとですね、特に計画はなくて、言葉が悪いですね、行き当たりばったりじゃないけど、今回たまたま北郷小がそういう形になったんでやると。

本当だったらですね、やっぱりこのエリアはこういう形でカバーしていこうとか、東地区は消防署と上川口でカバーしようとか、ある程度計画持ってですね、このエリアはここの辺でやりたいとかいうのがあって、こういう計画だったらもう少し納得もいくんですけど。

何となくそこらへんが、今の説明だとちょっと心もとないなと思ったんですけど、どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

私の方の答弁も、しどろもどろになっておりますけれども。

この件についてはですね、ちょっと調べさしていただいて、後日、皆さんに資料を、ありましたらお配りします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

131 ページの節の 18、備品購入。AED、自動体外、ここでは細動器ということになっちょるがですが、これは 80 万。それから商工費のどこにもあって、あれは 70 万。まあレベル、機能の違いやいうことは分かるがですが。これ印刷のミスかどうか分かりませんけど、商工費のどこには自動体外除細動器いうてなっちょ。このがには除が抜けちよるがです。が 1 点と。

それから、先ほどの矢野君の質問と関連することですが、この問題は前から自分ら言わしてもらいようことです。先ほどの、何やったぜね、町の名前。その線のが。あらもねカッコしてよ、まあ自分らの場合はぜ。片町、本町関係いうて書いてくれちよったら、ああ、ほいたらこれは昔の古い道やねということが分かるが。そんなことがいっぱいあるがよ、これ。黒潮町なってからのこの説明はね、ほんまにね無駄な時間使いようと思っぜ、これは。ここへ書いてくれちよったらよ、なんぼ頭の悪い自分ら議員でもよ大体想像がつつき、ああ、ここはこうやねいうてお互いが話し合って分かることをよね、いちいちいちいちやっぱり時間かけてよ、こうやって聞かないかんに。

前回も何か、これの印刷の関係でどうやろとかこうやろとかいうようなことらもあっていうことも聞いちょるがですけどね、そういうあれをねやらざったらよ、今までやってないきだんだんだんだん、いっつも言わしてもらいように財政は厳しいなる、それからやっちょらんき無駄遣いも分からんとこでやりよるようなことを言いとるわけ。

やからぜひね、そういうことを説明の欄にも分かる範囲、執行部では分かっちょるがやきね、これは。ほいたら、自分らがこの説明書き見たときに、ああ、ここはここに関連しちよるやねと。現実、自分ら入野、大方地区のことは分からんき、自分らには分からんでも大方地区の人やったら分かる。ほいたら、例えば、森さん、これはおまんどこぜよいうて聞いたら、うん、これはここよ、いうように済む。なんちゃやないほんまに無駄なことしようと思っけね。ぜひ次からよ、そういうあれはねやっていただきたいと思っます。

ほんで、今言う AED。その違いと字の問題。妙に自分、このあれが、自分の講習を受けたときの頭にあるがと妙に呼び方がちょっと字が違うような気がするけど。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、字がばたばたしてますが、基本的には除細動器が正式です。

それで今後のことですけれども、できるだけですね要望に応えたいというふうに思っますが、なかなかすべてを完全にとりこまではいきませんので、だんだんに改良していくということでご理解願いたいというふうに思っます。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この件につきましてはですね、会社のそれぞれその担当の見積徴収する所がですね違ってございまして、そういった関係で、最終的には何社かで見積もりでですね買うようになりますけれども。予算要求の段階ではそういう取り方して、これ、私ら予算査定の段階で本来なら調整してですね出すべきところがございますけれども、そこまで調整できてませんので、こういう形でですね現在のところ出させていただいておりますというところでご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

いや、自分意地が悪いきね、こんな質問しようが。

機能が違います言うてくれたら、もうそれで分かっちゃうがやき。消防署へ置かないかんかと、置くがとよね、それから民間が、うちらが、うち、船へもみんな置いちょうきよ。機能が違う言うてくれたら分かることやけんどよ。

ほんでそれがよ、結局この、くどいけんどね、この説明も欄らも一緒。できる範囲はやります。佐賀ではやりよったことやに、これは。やる気がないいうて言うたらまた言葉が悪いけんどよ、やる気があったらやれるがじゃと自分は思うけん、ぜひお願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼しました。

精いっぱい頑張ります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

2 点あります。

まず、139 ページの一番上の賃金の所で、今回、特別支援員を田ノ口と南郷小学校ですか、光をそそぐ交付金というやつで何か配置されるということなんですが。その方ですね、どういう支援されるのかいう、その内容とですね。何で、その田ノ口と南郷小だけなのかというところですね。

それから 141 ページに、上の 2 目の 7 の賃金の所ですね。そこで学習支援事業で、ここでは全小学校へですね 1 人ずつ、学習支援員と言うんですか、という方を多分配置されると思うんですけど。この方の具体的な、どういう支援されるのかいうことですね。

それからもう 1 点がですね、144 ページの 15 節工事請負費の中で、今回、大方中学校に空調設備を整備するということで、2,000 万円組まれてますけど、これはどこまでの部屋にやるのか。全教室やるのかですね。

そこらへんを教えてくださいませんか。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14時 17分

再 開 14時 18分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方からですね、139ページの田ノロ小学校と南郷小学校への特別支援員の関係をお答えします。

まずですね、この2校への配置でございますけれども、田ノロ小学校についてはですね、新2年生、2年生のクラスがですね、実はちょっとクラスの中の状態が非常に落ち着きがないというか、一定支援の必要な児童が2名おまして、現在も県の方からの支援員をいただいております。来年度、県の支援員の見込みがはつきりつきませんので、今回引き続きですね町の方で支援員をつけようということです。

それから南郷小学校につきましては、今度新しく入ってくる1年生のクラスにですね、一定配慮の要る児童が2名いるということで、多少、自閉症気味の児童でございますけれども。そういった子どもへの配慮ということで、特別の支援員を配置をするという計画をしております。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

141ページの学習支援事業についてお答えします。

まず学習支援事業ですけど、小学校、中学校、全校11校の配置を予定しておりますけれども、まず配置の方につきましては、制度はですね児童生徒一人一人の基礎、基本の定着と確かな学力の向上を目指して、担当教師の指導の下に個別支援や習熟度別支援を行うなど、学習を支援することや、教師が子どもと向き合う時間を拡充し、学校における学力向上に資する取り組みをするということで、クラスによってはですね、学力が低い子どもともおいでますので、その個別の指導とかをしていくというようなことで。

具体的な計画につきましては、各学校の方からこういうふうに使いたいという計画書を出していただいでですね、その計画に基づいて学習支援事業を進めていくようになります。

それから、144ページの方の大方中学校の空調設備ですけど、普通教室、図書室、音楽室、保健室、会議室、特別教室の計14室を計画しております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

すいません、最後の空調の所なんです。もうそれは、14室いうたらほとんど全部でしょうかね。逆に言うと、付かん所がどこかいう方を言う方が早いような気がしますがですけど。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

大方中学校につきましては、かなり空き教室等もありますけれども、当然、空き教室には付きませんが。今、付いてる所以外で言うそうですね、少人数指導室を除いた所にはほぼ付くようになります。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

補足を致します。

大方中学校については、今回ですね佐賀中学校が改築をされるということもあって、佐賀中学校については空調設備完備という形になります。そういったことから、大方中学校も空調設備をということで取り付けるものです。

基本的にですね、普通教室、7教室ですね。それから、特別支援教室が3教室。これで10教室になります。それに保健室、図書室、音楽室。これの設置になりますので。

今、次長が言いましたように、そのほかにも空き教室等もありますけれども、基本的に通常使う教室、頻繁に使う教室については付けようということにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

142ページの節18、備品購入費で教師用指導書869万4,000円という金額が出ておりますが、どのような指導書なのかということ。

それから、149ページの同じく節12と、そこに下の欄に手数料で100万という数字があるのですが、これどんな事務うか業務うか、の手数料なのか。

それから、同じページの人権教育推進費になるがですけど、報酬。ほんで、社会教育指導員報酬208万4,000円。これもどんな仕事か。

それから153ページの7の文化振興費。これも節の報酬で、嘱託職員報酬。この嘱託職員にはどういう仕事してもらおうのかをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

142ページの教師用指導書についてですけど。これは小学校の教科書改訂に伴うものでございまして、教科書改訂は2年から4年ごとに行われておりますけれど、23年度はですね全教科が改訂になるもので、1校当たり85万4,835円ぐらいかかりまして、それに対して9校分。あと通常の方で、毎年100万ぐらい指導書を買っております。その合計となっております。

次に、149ページの12、役務費の手数料100万円でございますけれど。これは町民大学の講演手数料ということで、講師をどうしても探すときには業者を通じてということになってきますので、そのため役務費の方へ計上させていただいております。町民大学2回分の講師料でございます。

同じく149ページの3の人権教育の社会教育指導員の報酬ですけど。これは人権教育係にですね配置しまして、人権教育委員のための仕事を指導員としてですねやっていただくようになります。これについてはですね、22年度も雇用してやっておる分の継続でございます。

次に、153ページの文化振興費の中の1の報酬の嘱託員の報酬2人分ですけど。これは、大方の図書館の方におります図書司書といいますか、図書の方の管理をしていただいております2人分の報酬となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

1 番目にお聞きしたのは分かりました。2 年に 1 回、そういうあれでいう。

ほんで、その 2 問目の人権教育推進費ね。今、人権いうても、頭に人権があるがやきね、人権の仕事しようことは分かるわけ。その仕事はどんな仕事か。今言うようによ、それは細部にわたるとは思うけどよね。この人権いう項目が出てきてからはよね、それ以前の人権いう意味と、それ以降の人権。以降はもういろいろなことを人権という言葉で言いだしたわけやき、ほら。そこを自分らは、今言うように、ああ人権、こんなことかねや、ということは分かるけどよ、こんなことじゃいかんきね。例えばの例が、こういう仕事をするがですというような意味、そういう説明がほしいがです、これは。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

教育委員会にはですね人権教育係という係がありまして、基本的にこれは主に学校関係の人権教育にかかわる部門の仕事をしております。また一部、町人協からの委託を受けた業務等もやっております。そういったことからですね、それら全般にわたる業務、これを行っております。

社会教育指導員にはですね、社会教育の担当と、それからいわゆる人権教育の担当という指導員がおりまして、この部分はそういったことで、通常の職員の業務の補佐的な業務を行っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

これらもね自分、先にも聞いてもろうたようによね、ほんで今言う、今の、大体分かりました、教育長の答弁でね。

ほんでそれらをよ、例えばの話が、人権いうがはね、もう子どものときから教え込まないかんわけやきよね。例えば、今言うように、小学校、学校の児童に対して、人の尊さを教えるためのとかいうような、その他いうて付けてくれちゃったらよ分かる、自分らも。ほんで、そういう説明書きを欲しいいうがです、これは。それさえあつたら、自分聞いたがは、どんな仕事ぜよ、どんな仕事ぜよやきほら。いうことを何回も言わしてもらいようがです。

教育長の説明は分かりました。

（教育長から「そういうことでよろしいですか」との発言あり）

ええ、分かりました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

145 ページの 11 節需用費ですけど、これ、韓国中学生来町時の昼食代となっております。今年、私、初めてやないろうかと思う、予算書中で韓国のいうように出てきたがは、前にあつたらごめんなさい。自分の記憶で

は、23年度の予算で初めて出てきたと思うんです。安いなと思ったけど、恐らく来た方々が学校で給食食べる  
ときの給食費を計上しちゃうと思われまので。

およそ、いつ来るかは分かりませんが、何名ぐらいで1泊するのか、2泊するのかというような。ただ、  
その日来て、一緒に朝から授業に参加し、給食を食べて終わるのか、その事業の内容が。分かる範囲、教えて  
いただきたいです。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今回ですね、森議員申されますようにここの予算の中にですね、韓国の中学生、女子中学生でございますけ  
れども、大方中学校と交流を行っております、来日した際ですね学校給食代を計上しました。

今年度はですね、1月に大方中学校を訪問しております、ちょっとはっきりした人数はあれですけども、  
20名近くだったと思います。それで、ホームステイを2泊と、それからもう1泊、ネストの方へ泊まってお  
ります。3泊4日の黒潮町には日程で訪問しております。これは21年度にも行っております、来年度で3年目  
ということで予定をしております。来たときにですね、どうしても給食が要るということで計上しました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

140 ページの説明の4行目の校務員業務委託とございますが、これは特定の学校へ委託するのか、その仕事  
の中身はどういうことなのかお尋ねします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

校務員業務委託ですけど、これは旧大方町の6校のうち1校、入野小学校だけ校務員が配置されてお  
りまして、そのほかの5校の小学校については校務員が配置されておられませんので、そこへの校務員の業務委託と  
いうことになります。

主な内容としましては、お昼のお茶の準備とかですね、また、その片付けとか、施設の環境整備とかいうこ  
とになってきます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それは、どういうわけで入野だけということになるんですかね。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

大方地域についてはですね、まず大方中学校については学校給食があるということで、当然、校務員さんを  
配置しております。それから入野小学校については、旧大方地域であれば非常に入野小学校、人数も多くおり

ます。ほかの学校に比べてですね、かなり人数が多いということもあって配置をしております。そのほかの学校についてはですね、こういった形で時間単位でやります。基本的に2時間ということで配置をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、さっき聞くのを1つ忘れてました。

142 ページの、先ほど教科書の質問あったんですけど、その下に指導用そろばんということで、今回10万円入ったんですが。今までそろばんの授業はなかったと思うんですけど、今回、教科書改訂によるということだったので、今回から始まるのかもしれないですけど。

あれですか、子どもたち小学生みんなにですね、もう1回そろばん買ってもらって教えるような、そんな授業になるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

このそろばんの授業についてはですね、23年度からまた再度始まるということでございます。小学校の3年生から始まってくるということでございまして、学校に以前使っていた分もございます。そういったもので不足する分についてはですね、学校の方で追加して購入するという形を取っております。

それから当然、教師用の指導用の大きなそろばん、これも不足分は購入することにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

この節の23、償還金利子及び割引料と、その同じ項目ですけれど、利子として。ほんで、約12億円金払う。ほんで、利息は1億5,700万。多分いろいろな制度のことでこういうふうになっちゃうと思うんですが、単純に比較すると10パーセント以上の利息を払う形になっちゃうもので。その構成、どんなような構成になっちゃうろうか。それをお聞きします。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 39 分

再 開 14 時 40 分

議長（小永正裕君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼しました。基本的にですね、いま事業をして借り入れる部分は大体1.2から1.5くらいかなと思っています。ときのレートによりますけれども、今ですね、黒潮町の公債残高が100億あります。それで、1.5パーセントになりますと1億5,000万円という部分と、元金につきましては上側の部分ですが、12億につきましては一定期間それぞれありますので、一概には言えませんが、その期間内で割って元金を払うていきますので、元利償還均等払いですでお分かりと思いますけど、元金が後半にようけになってくるんですね。そういう払いになりますので、その差がですね、このように出てきます。そういうことです。

元金が後半にようけになってくるんですね。そういう払いになりますので、その差がですねこのように出てきます。そういうことですね。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

分かりました。

それでね、まあまたこんなこと言うたらおかしい話になるけどよね、どっちゃんにしてもこれ、国の金が減資で事業するにしてもよ、やっぱ地方でお金借らないかんがやきね。ほんで、やっぱ利息がこうやって発生しよるがやき。こんなこと言うまでもないことやけどよ。自分らはそういう思いで、この町のお金を見よるきよね。

ほんで、確かに今まではなんちゃあ、どんどんどん金借って町民が喜ぶ、町民の皆さんがよね、ああ、これもやってくれた、あれもやってくれたいうてやってくるのが良かったいうか、できたときはかまざったと思う。けど現実にもう、竹下議員もいつも心配されるようによね、この利息負担いうもんは借らざったらよ、発生せんがやきね。ほいたら事業ができん、ほいたら町民の皆さんが不平が出てくるいうことは分かるけどよ。けど自分、いつも言わしてもらうように、個人は皆さん、町長はじめ皆さんも自分らにしてもよ、自分の懐具合でね、こりゃ我慢しよう。こりゃ骨が折れるけど、やっぱ借ってやらないかんねやという判断をしてやりよる。そこが自分ね、今、これからはますますこの公共の中では求められることで、なってくる思うがです。

そういうことで、まあこれはいつも言わしてもらうことやし、自分が言わんでも町長はじめ皆さんにはお分かりのことと思いますけどよね、どうやって事業をせんことを町民の皆さんに理解してもらえるかいうこと。これは先にも言うようにやらざったら文句が出てくる、不平が出てくる、こりゃあね。従来の考え方、みんなまだ自分らも持ちょうき。けど現実にはよ、自分言うまでもない、国の税収が集まらんってよね、借金してやりよるがやきよ。そこを自分らは、別に情報が何とかかんとかいうことじゃないけど、言わしてもらいたいがです。

終わります。

議長（小永正裕君）

質疑ではありませんか。

ただ今、質疑をやってますので、答弁を必要な質疑を行っていただきたいと思いますが。

（明神議員から「答弁いいです」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出全部の質疑を終わります。

次に、第 2 表債務負担行為の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第 2 表債務負担行為の質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第 3 表地方債の質疑を終わります。

これで議案第 99 号の質疑を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 23 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての質疑はありませんか。

坂本君。

6 番 (坂本あやさん)

お伺いします。

さっきの補正のところでもですね、この資金については減額が出ていたというご報告をいただきましたが。

今年度の執行に当たってですけれども、例えば、今までは進学をする子どもさんだとか、中学校から高校に上がる場合は、この地域の県立であるとか、それから私立であるとか、そういう学校法人的な所にですね進学されると思うんですが。高校からですね、今度、短大であるとか大学、それから専門学校というふうにありますけれども、その基準の中にやはり学校法人でなければならないという基準があると思うんですね。そうなったときに、今、進学されている方々の現実というのは、すべてがすべて学校法人ではない所にも進学をされている方が出てきていると思うんですが、そのあたりの方の要望というものはですね、お聞きになったことがあるのでしょうか。

私がちょっと何人か聞いた中にですね、学校法人ではないので、やっぱりこの資金が受けられないというようなお話があったんですが。その方は、ちょっと職種的な所の学種は分からないんですけれども、自分の進路に必要な勉強のために何年間かその学習をするという所なんですけれども。この場合、学校法人に限られているところなんです、その枠というものについてはお考えになったことはないのでしょうか。今回はその枠というのは考えずに、学校法人を対象するという形になってるんですね。

そこをお伺いしたいです。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ご質問のとおりですね、基本的にはもう学校法人を対象という考え方にしております。

一度、例えばですね、公務員学院等で受けられないかといったようなお話もありましたけれども、それについては対象外ですというお話もしたこともあります。

これまでは若干その申し込みの人数が少なかったわけですが、実は、今年度というか来年度の分を先日申し込みがあつて審査をしましたが、相当数申し込みがございました。非常に多い状況でございました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

すいません、続けてですが。

その中にはですね、学校法人以外でその勉強に行きたいので、これを受けられないかという要望はなかったのですか。それとももう頭からですね、学校法人でないと受けられないのでということで申し込みがなかったのでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

そういった形でのですね問い合わせ、それから要望等は委員会の方には入っておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

これで歳入ういかね、貸付金の現年度分が 1,700 万、入ってきたががね。それで、今年度の貸し付けの予定が 2,300 万。ということで、結局 650 万ぐらい繰り入れをしちようわけですわね。

ほんで自分思うに、この利用ういかね、希望者はどんどん増えてくる思うがです、厳しいなりやなるばあね。そうなったときに、やっぱ繰り入れが。結局、厳しいなると、返ってくるお金も滞る率が高うなってくる思うがです、これは。なかなか払いたいけど払えんという。そうなってくると繰り入れがますますよね、の額が多なると思うがですが、この制度はやっぱり維持せんといかんと思うもんで。

ほんで、教育長にお聞きするのはよね、町の方針としてやっぱり今の基準よね。基準はあくまでも維持して対応するいうお考えか。それとも、今言うように申し訳ないけど、薄く広くじゃない、貸し付けのお金ちょっと落としてよね、なるだけ広い多くの人に利用さしてもらうか、いう問題が自分は出てくる思うがです、その選択がね。

その問題についてはどのようにお考えですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

宮川奨学資金につきましては、一定基金の方からの繰り入れという形で予算も組んでおります。この基金についてもですね、実は基金が一時なくなったということで、新たに基金を、積み立てを確かしました。平成20年度だったと思いますけれども、2千万あまりの基金を積み立てたと思いますけれども。それ以後ですね、申し込みの数が若干少なくて、逆に返ってくるお金の方が多くございました。そういった関係で、現在の基金の残高は3,000万を超えておる状況です。そういった形で、基金が減るといった状況にはなっておりません。

ただ、今年度ですね、こういう形で予算を組んでおりますけれども、今年度650万ですか繰り入れをしておりますが、今年度については申し込みがかなり多かったために、実際はこの基金の繰り入れが必要になろうというふうに思いますので。そのあたりで考えますと、基金がこれから先、こういった不景気の中で減っていく状況にもなってくるかと思えます。

ただですね、金額的に言いますと、高校生が2万円、大学生が3万円ということで額的にもあまり高くありませんので、この基準あたりはこういった形で当然維持はせないかんというふうに考えております。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

すいません、ちょっと間が切れたんですけど。

やっぱりその学校法人の、さっきの問題に、私すごく今回こだわって申し訳ないんですけども。子どもたちの進路というのが本当に多機能になってるというか、さまざまところで学習をしていこうという形に変化しているところなんですけれども。

そういうことについてですねお考えになった結果、学校法人でなければならぬという形の結論に至って、今回予算を組まれているのかどうかというところをちょっともう1回お聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほども申しましたように、これまでの町への要望といいますか、申し込みの状況等考えたときにですね、その法人以外という形での問い合わせ等もあまりなかったもので、こういう形で予算を組んでおります。

今後もそういった形で、住民の皆さんからですねそういった要望等が多くあるようであれば、それについてもまた検討は必要だというふうに考えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号、平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

19ページの出産育児一時金でございますが、これは大体何人ぐらいをめぐりに、予算、ここへ要求されておりますか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

予算計上しているものはですね、20名分、1人42万円出しておりますので、20人分を計上しております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

最近の出生状態を広報によって拝見してもですね、なかなか少のうございですが、どこにも新しい命が生まれてくるのは極めて少ないぞ、どうなるろうという心配を、私たち含め多くの先輩方が心配しておりますが。

これはもうぴっとですね単価を上げて、その予算を増やすような方向での意見とか考えとかいうものはございませんでしたらうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

単価についてはですね、国保事業で決められている42万円、これ、全国的に統一されておりますが。その限度額いっぱい出しております。

20名については国保加入の中の出産ということですので、町内には60名ぐらい出産しておりますけど、国保の被保険者の分という理解をお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

もうこれは全般的なお話なんですけど、国保会計いよいよ基金が底をつくということで、6月には何とかっというお話がちらっとありましたけど、このあたりは委員会の審査の中でですねまたお願いしたいと思うんですけど。実際ですね、基金というものが現状どれぐらいの、今当初予算を組んだ段階でですね実際残っているのかということと。

あと、やっぱり6月に突然また前回みたいな形でですね、今回こればあ上げますということ言われると、なかなか戸惑う部分があるんですね、できれば早い時期にですね、こういう計画でいきたいという形の方針なりを出してほしいんですが。

そこらへん、また委員会で審議があると思うんですけど、一応課長の方からの答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

22年度の最終補正の提案さしてもらってますが、前年度の基金残高が2億1,206万9,000円となっております。それで、22年度の最終予算において2億1,100万2,000円の予算措置という結果になっておりまして、予算上ではですね106万7,000円しか残らない状態になっております。最終決算によってですね確定はすることになりますけど、今の予算上はこれだけしかもうないということになっております。

ですので、当然、23年度予算には基金がありませんので、歳入の方で若干調整してもらって計上しております。当然ですね、改正はしていかないと財政が持ちませんので、それについては国保運営協議会へ諮った上

で6月に提案してもらいたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号、平成23年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号、平成23年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号、平成23年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号、平成23年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。  
森君。

10番（森 治史君）

まあ、これ未知数なことですけど、今回、料金設定が農集の方で変わります。見込みとして、委員会の中ななかで出てましたんですけど、今の現状維持でいくと、やっぱり水道料金に加算していったときに1つ問題があるかなと思うのが、ちょっとメーターを通すとか何とか言いよったけん、そのようにするがでしようか。

自分とこの井戸の水を供給しようともあろうかと思うんです。そういう所が、一番水を使うお風呂とかに入れた場合に、水道料でやってしまうと、今度は普通の生活のあれになってくればぐっと使用料も落ちてくるし、そのへんの兼ね合わせというのの検討課題だと思うんですが、どちらにしてもこれは、加入者が増えん限り持ち出しが減っていくことはあり得ん事業なんですので、そこは今からどんどん加入の促進に図ってしてくれるというように期待しております。

ただ問題は、すべての家が水道ですべてを賄っているものなのか、一部でもそのように自家水道のポンプでくみ上げて生活しようとするの兼ね合わせがあった場合の水道料金の見積りでも違ってくると思いますので、そのへんをどのようにされるかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

井戸水なんかを使いよう場合ですね、そういう場合については当然使用者の許可も要りませんが、メーター機をですね付けて、その使用料を把握するというところでやっていきます。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

今のお話でいくと、メーターはいわゆる井戸を使っている方をお願いをせないかんがであって、いうように聞こえるんですね。強制的に付けて、そのメーターを検針するいうことができぬくように、今の答弁では、今の質問に対する答えではそのように受け取ったのですが。今からその井戸使用の所にはお願いをして、メーターを付けていくと、説明に上がって今から取り組んでいくということになるろうかと思いますが。

拒否された場合にはどんなになりますか。これ、あつたら困ることですけど。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

今回の条例の改正でですね、うとうておりますけれども、メーター機、可能な限り、付けれる限りですね、設置する設置義務。

また、この費用につきましてはですね、町の方で負担すると。従量制にするもんでいうことで町の方で負担するという分野についてはですね、今度の条例改正案の中で説明したとは思いますがけれども。そういう形でですね、どうしても設置が不可能なという個所なんかもたまにあると思います。その場合は、その条例改正案の中の町長がいう部分があったと思いますけれども、その部分でカバーしたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

14 番（小松孝年君）

今のちょっと関連ですが、その井戸と上水道を併用しているとか、そういうのを調べる手段というか、そういうのはお持ちですか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

現在ですね、自分たちが把握しているのは6軒ぐらい、出口と蝸川とであるように把握しております。

なお、矛盾が生じたらいけませんので、いろいろと再確認をしてですね、やっていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 106 号の質疑を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 107 号の質疑を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

結局、今度、新しいに新設されました特別会計ですが、この歳入の 4 ページ、5,181 万 4,000 円。これが使用料及び加入金等になっておりますが、これの今の人数ですね。契約を結んだ人数が何人いるのか。既に契約を結んだ方々が何人いるのかを、ちょっとお尋ねをします。

さらに繰入金で、一般会計から 4,838 万 1,000 円、これを一般会計から繰り入れて 1 億 206 万の歳入ですが。町債は結局、歳入面ではゼロですが、この町債についても今後どういうふうに膨らみがされるのか。まあこの点についても大体どの程度になっていくのか、お聞きをまずしたいと思います。

以上。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

4 ページでのご質問でしたけれども、その明細が 6 ページにありますので、6 ページの方をお開きください。

1 款 1 項 1 目ですねサービス使用料の中で 4,738 万 6,000 円を計上しておりますが、この中でですね、説明欄にあります、テレビ 1,408 万 8,000 円、インターネット通信 3,329 万 8,000 円というふうに見込んでおります。

そこのご質問ですが、テレビをですね徴収をさせていただくのは 8 月からの分ということで考えております。それで、この計算の戸数ですが、1,881 戸で考えておりますが、減免世帯を 406 戸考えておりまして、テレビはそのように考えております。

それからインターネットですが、インターネットもですね事業の少し遅延の関係で前期と後期と分けて考えておりまして、5 月から 9 月に設置できる平均がですね 567 戸、それから 10 月から 3 月で 850 戸が平均ということで計算致しまして、このような金額を計上させていただいております。

それから公債費の、起債のご質問でしたけれども、10 ページの方に、この 21、22 で借り入れる予定の分のがここに入れております。なお、23 年度の事業につきましては一般会計の方で入れておりますので、その点でご理解願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

心配をされている点について、一応その考えは大体、予算についての大体組み立てについて、こればあの収入で運営をしていこうという内容ですが。

実質、今契約を結んでいるその戸数。いつも厳しいことを言うようですが、結局まあこれらも一戸一戸の、仮にテレビをこの光ファイバーで見るようにするというので、ちゃんと契約を結んでいるひとつのその受け入れが十分できておるのか。

それから、結局インターネットでも、これもひとつ心配されるのは、将来 NTT ですか、光ファイバーで、結局、この町の施設よりも安くインターネットに加入できるような状況があるんじゃないか。そうすると、町との契約をやめて、その NTT の方との契約をする場合に、その契約の解消ができるのかどうかというような心配をされている方もいるわけ。

だから実際に、結局、加入率というのは、実際この運営に必要な、いわゆるこの特別会計での事業としてのいわゆるその採算がなかなか取りにくい状況というのが生まれてくるんじゃないかという心配をしてるんです。



結局、一般会計から大きな金を繰り出して、それで穴埋めをしていかないかん。まだほかに、いろんな形で実際に住民の暮らし等を考えた場合に、将来かなり予算的には厳しいものが出てくると思う。だから、そういう住民の暮らしに対してどれだけの、町が行政の行政措置でそれを救済するような制度、そういうものをいろいろ、これからのひとつの課題として出てくると思うのですが。そういったこともできない状況で、こういったものは相当の町行政の荷物になってる、お荷物になってる。実際に利用する者は加入者から見るとですね、ほんのわずかな人しか加入をして、これを利用しないというような状況が出てくるのではないかという心配を当初からしておるんですが、そこらあたり。

今、契約をどれだけ結んで、そういうテレビでこれだけの家庭との契約が今できておる。それから、インターネットではこれだけの人ももう既に契約を交わしてる。そういうところをはっきり把握をしたいと思います。どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

テレビの方から申し上げます。今、計算上は 1,881 ということで申し上げましたけれども、昨日の段階で調査しまして、1,925 の申し込みがあります。

それから、インターネットですが。前期を 567、後期を 850 と申しました。現在、754 戸の申し込みがあります。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ一応、今、具体的にそういう説明がありました。これ何パーセントになるんですか。大体最終的な目標からして、大体何パーセントくらいの加入になるのか。

今までずっと加入者の報告ということで聞いたところでは、77 パーセントか何か広報で見たんですが。それだけの加入者がもう既に加入されているもんかどうかということ、ちょっと不審に思っております。実際に、いろいろと端末機では承諾をして、つけてもかまんということで了解をして、ずっと端末機までいろいろと契約がなされているようですけど、これはもう全く金が掛からないということですから、恐らく申し入れしたところでは 100 パーセントくらい大体受け入れてくれるだろうと思います。

しかし、インターネットとか、それからテレビをもう既に、これで見えるようにするとかいう点での、そのインターネット、テレビ等を利用するということでのその料金の設定を含めて契約をするということについてはちょっと、かなりこう甘く見ておるんじゃないか、そういう感じがしますが、どうですか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、数年前に運営計画を議員の皆さんにお示した段階で 5,700 という数字でお示しをしております。その後ですね、昨年、国勢調査、22 年の 10 月 1 日付で国勢調査があったわけですが。そのときの国勢調査の戸数がですね、5,012 戸です。先ほど 5,700 というふうに言いましたが、今のですね住民基本台帳の世帯数が 5,758 です。約 750 近くの差がございます。

これは多分、いろんな事情でですね世帯分離を必要としているということがありまして、現在、今ありまし

たように5,012の世帯。その中にはですね、町内の福祉施設22戸が入っております、これを引くとですね、4,990戸が1つの敷地の中で生活をされておるんじゃないかなという数字になります。前回から5,700で加入率を言っておりますので、そのあたりを勘案しますとですね、どうしても加入率そのものでしたら、どうしても現実のものに対して訂正して報道すべきじゃないかなというふうには思っております。

しかしですね、数字と致しましては、5,700の場合ですが、インターネットが13.2パーセント、それからテレビが33.8パーセント、それから告知放送。今、議員からもありましたけれども、全家庭に町の方で無料で付けさせていただきたいという部分ですけれども、それが4,428戸であります。率に致しますと77.7パーセント。これをですね、4,992プラス事業所が200くらいありますので、それを足しますと5,190ということになります。これで算定致しますと、インターネットが14.5パーセント、テレビが37.1パーセント、告知放送が85.3パーセントになります。以前はですね、5,700の中でインターネットが20パーセント、テレビが50パーセントということで皆さん方の所にお示ししておると思いますので、そのあたりのずれが発生しますけれども、できればですね、今後は、この5,190に対しての率に訂正させていただきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

現在の、テレビ、インターネットの加入者の数値を聞かしてもらうて、それで、テレビの方は計画していた1,881軒分が現実には1,925軒あって、それから、そのインターネットは754軒という説明やったと思うがです。それで、これはもう正式な契約になっておるのかどうか。

というのは、ここへ来て、携帯電話から始まって新しい機器類がどんどんどんどん出てきて、ほいたらその使用料が500なんぼかね、というような使用料で情報をもらうことができるというようなものが、ここへ来てもう本格的にどんどんどんどん市場へ出てきよと。そうなったときに今まで、またインターネットの場合、申し込んじゃった人がどうなるろうかということをお心配するわけです。

そういう、自分らは実際にどれくらいの、両方とも利用者が出てきてね、いうことは分からんわけですけど。話として考えたときよね、片方は4,000円、片方は500円で、これ申し訳ないですけどね、遊びに情報を使う人が果たして執行部が考えちゃうような数字になるろうかというように心配があるわけです。確かに、まあこれあれですけど、業務に使いよる人は、現実のうちらにしてもこの新しい仕組みを利用さしてもらおうとプラスにはなることは分かっちゃうもので、これは、もう時間も短縮させるしね。うちらはどっちゃんにしても利用さしてもらおうようになると思うが、肝心な、今言う、申し訳ないけど、若い人らがただ単にいろいろなことを知りたいというような目的でおる人ね。そういう人が果たして、今執行部が期待しちゃうような形で加入してくれるろうかどうかいうことを自分ら心配するがですが、執行部はその点はどういうお考えかということ。

それから、この歳出の方で8ページです。8ページの財産管理費、11の需用費で1,390万ですかね、修繕費。これは自分らには分からんわけです、この修繕費いうのが。これ、どういう事業なのか。

それから、その下の委託料。これなんかは、前の説明ではNTTさんか何か委託するというようなお話でしたけど、その委託料の委託先。

それと、続いて9ページになりますが、やっぱこれ事業費、節の13の委託料のISP、これ、卸（ぎょ）という卸（おろし）というか、サービス委託。これはどんなサービスで、どういう所へ委託するのかお聞き致し

ます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、加入の状況ですが。今、この事業そのものがですね、テレビ、インターネットだけじゃなくて、町の告知、それから防災対策等々、4つのメイン事業でやっておりますので、そのあたりをですね、何回もパンフレットを出しながら、また、今、臨時職員を雇うてですね、何遍も繰り返しのことですが、必ず全戸に訪問していこうということを基本に置いてですねやっています。その取り組みでですね、現在、先ほど言った加入者の申し込みがあったということですので、そこはそれでご理解願いたいと思います。

あとですね、予算の方ですが。8ページの11需用費1,390万の修繕料。これについてはですね240キロの電線、それからまた、それに対する電柱等々、共架も含めてですが、あります。その部分をですね、先進地の修繕。先進地というのは県外ですが、先進地の修繕予算。そのあたりをですね勘案して、ここに計上してもらっております。

この1,390万の内訳といいますと、電柱等の改修がですね、1カ所20万で40カ所程度、それからあと590万というものはですね、もろもろの修繕ということで計上をしております。

それから13の委託の部分ですが。これはですね、放送部門と、それから電話の受け付け。修繕とかいろんな情報が電話で入ってくるわけですが、それを委託して受け付けていただいて、町で対応する分と会社の中でやってもらいたい部分とがあります。そういうことをですね3名の常駐で考えておまして、それはもう委託の方に含まれます。そのほかにですね、機器の専門的な維持管理。それから法定的な施設の点検。年に必ず点検していかないけませんので、そういう部分の委託をこの8ページの13委託料の方で考えてます。

9ページの方の委託料はISPとなっておりますけれども、インターネットサービスプロバイダーと言いますけれども、ちょっと字が長かったものでこういうふうにかきかされておりますが、インターネット関係の通信関係のですね、ものでございます。基本的に無線と違ってですね大容量でやろうということで考えておりますので、光で、なおかつ100メガという、数字は言えるんですけども、どんなもんぞ言われたらちょっと説明しにくいところがありますけれども。基本的にですね、それでやっていくということで線を引いておりますので、その部分の委託関係があります。

それから、加入していただいた方にはすべて、住所といいますか名前といいますか、もうお分かりと思えますけれども、つきます。その管理もですね、ここでやっていただくというようなことで考えております。

委託先ですが、基本的にですね12月の全員協議会でも報告させていただきましたが、施設を造った所が一番いいだろうということで考えまして、NTTの西日本を考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

今のあれは分かりました。

ほんで問題は、そしたらその1,390万。これは、恐らく毎年発生するということはないとは思いますが、自分は思うがですけど、そこ分らんもんで、毎年発生するもんかどうかいということ。

それから一番大きな問題は、結局この1億のお金の中で、計画どおりにお金が入ってきて約5千万よね。これへ出てきちゃうようにテレビ放送が1,408万8,000円と、それからインターネットの方が3,329万8,000円。

それからあと 400 幾らかサービス加入金というようなもので、あと、大体 5 千万近いもんを、繰入金、一般会計と、それからその基金とで見んといかんわけ。

それで、自分も細かいこと分らんがですけど、よく去年度までのあれで、宿毛辺りが大体 2 千 4、5 百万のお金を一般会計から見ないかんというような情報、新聞で出よったと思うがです。ほんでうちも、黒潮町もこの事業ではよね、どっちやにしても約 5 千万ぐらいのそういうお金を一般会計なり基金から出さんといかんわけよね。ほんで、今言う計画どおりに利用率があつて、軒数があつて、入る場合はあれですけど、もしこれが落ちてきたら、その分一般会計から入れんといかんと思うがです。そういう、自分らはそれが心配やからね、ほんでもうこの事業始めたときからよ、かまんかよ、できるかよいう話をずうっとさしてきてもろうた。それでこれ、民間やったら自腹切つて見ないかんけんどもよ、これ公共の事業やきよね、自分ら議会も賛成したきいうて議員がよ、自腹切つて町へ納めるとか、執行部の皆さんがよね、ここが負担して入れるとかいうことはないと思う。ないと思うけんども本来やったらよ、自分らにも責任があるきね、この事業を進めた。それぐらいの覚悟でよ取り組まないかんときでもあるし、自分は事業やと思うちよるきよ。ほんで皆さんには申し訳ないけんども、よう賛成せんぜよと言わしてきてもろうちよるがです。

仮に、これはあくまでも仮にの話やき、答弁も仮にで構いません。収入がこれから落ちるとして、まあこれなんぼ、1 千万落ちるか 2 千万落ちるか、これ分かりませんけんどもよ。仮にそういう問題が出たとき、先ほどの医療関係じゃないですけど、医療費の負担も現実に町民の人にはやってもらわれないかんという問題が出ちよる、保険料を上げてもらわれないかんという問題が。これは何回も言わせてもらふことやけんどもよ、保険料の場合はよ、自分らのために使つた金やきしようないと思うがです、これは。負担しても町の中の。けんどもこれはよ、先の委託料じゃないけんどもよ、町民の皆さんみんなが負担して、1 億近いお金を使う。保険料の場合は仮に 1 億負担しても、そのお金が町の中へ入ってくるきに、まあやり繰り言うたらおかしいけんどもよ、負担とサービス、ある面では帳消しになると思う。けんどもこの事業は、まあサービスはそれはもろうちよるきそのための費用とはいへよ、肝心な部分がよね町の外へ出ていってしまうお金やきね。自分らはほんでそういう負担はよ、賛成できんぜよということが 1 点と。

果たしてこれからもそういう負担がずうっと続けていけるろうかという問題があつたきにのことですが、仮によね、この使用料が、これで大ざっぱな数字で 5 千万やけんども、仮にこの入ってくる金が 4 千万になったら確実に 1 千万いうものは一般会計から、基金のあれらから負担せないかんなってくる思うが。そういうことが今のこの町の財政、公債比率何パーセント、3 パーセント、いろいろあります。ほんで、恐らく執行部はまあかまんとは思つてこういう事業を進めたと思うがですけど、もし、もしぜ、これ、保険料は上げないかん、それからこの料金も負担してもらわれないかんというようなあれがなつたときに、あと何年町の財政、通常の形で、これ仮定の話やき、仮の話やき仮の答弁、まあそれは執行部やき仮の答弁いうわけにはいかんとは思つがですけど。もしそういう問題が出てきたときに、あと何年ぐらいはまあ何とかやつていけるろうかというようなことは考えてないですらうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、11 節の 1,390 万のことですけれども。基本的にですね、予算計上、出の予算ですので、こころ多くは見込んでおります。毎年同じ工事をするわけじゃありませんので、変動はしてまいりますので、その点はご理解願いたいと思います。

それから、収入の面ですが。今、申し込みとの加入戸数とでですね、今の、この計算以後の申し込みの方が

増えておりますので、現在、この計画の収入は入るというふうに考えております。

それから、一般会計からの持ち出しということが多く出ましたけれども。やはり、この事業はですね、すべて100パーセント収益事業ではございませんので、どうしても、当初計画で説明する段階からですね、一般会計の持ち出しはありますと。額の大小はあると思います。ありますが、一般会計からの持ち出しもしますというふうに説明してきておりますので、その点でご理解願いたいと思います。

それから、今のまま何年持つかということですが。基本的には、ずっと持つというふうに思っております。以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

分かりました。

ねえ、あてい聞いたちよ、何年後までしか持たんいうことは言えんことは分かっちゃうきよ、ずっと持ちますいう。

けんどね、それから先ほどの、まあこんなことも言うてもいかんけんどよ。収益事業、確かに今まではね、これはみんなのサービス、収益事業がないきいうことが許されたと思う。けんどね、自分はもうそんなね、あれではよ。ほんで何回も聞いてもらうように、もう町民の皆さんにも我慢しとうせよと。よその町はやりようか分からんけんどよ、うちの町は我慢してくださいと、これは。けんど、こういうことはどんなことがあってもやりますというような、自分はねえ、取り組みがないとよ、自分、いかんようになってきよと思うがです、これは。まあ、もう自分らがね町の問題、それを国のあれで言うてももういかんけんどね。まあ、前も課長には聞いてもろうたようによ、赤字にならんようにね、今の数字から頑張ってください。

その覚悟をお聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、この予算に沿うような対策を取っていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

この予算書でいきますと、大体5千万収入が入って、それから5千万は一般会計と、それから基金からの繰り入れということですよ。

それで、今の明神議員に対する答弁ですと、一般会計からの持ち出しというのは当然あるのでご理解願いたいという答弁でしたよね。そうですね。ということは、もう一般会計から出すのは当たり前だから、赤字会計じゃないというふうにこれからは答弁の方が出てくると考えられるんですけども。

どの程度までだったら執行部の方は赤字会計じゃないというふうにお考えですか、今のところ。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

赤字の金額の多寡の質問と思いますが。この事業全体をですね考えていただきましたら、当初から言ってお

りますように、4つの大きな事業、行政のやらないかん所がありました。それをやっておる事業でして。ほんで赤字がですね、1,000万ならかまん、1,200万ならいかんということはですね該当しないと思います。基本的に、この事業を進めていく中で住民の皆さんに負担していただいたほかにつきましてはですね、どうしても一般会計からの持ち出しということになるかと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案第110号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案第111号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第111号の質疑を終わります。

次に、議案第112号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第112号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には議案第71号から76号まで、議案第90号のうち、歳入1款、9款、10款、16款、18款および21款の全部。歳入の12款、14款、15款および20款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2款総務費、9款消防費および12款公債費。第2表繰越明許費のうち、2款および9款。第4表地方債補正。議案第93号、議案第99号のうち、歳入1款から11款まで、16款、18款、19款および21款の全部。歳入の12款から15款まで、17款および20款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2款総務費、9款消防費、12款公債費および13款予備費。第2表債務負担行為のうち、総務常任委員会の所管する債務負担行為。第3表地方債。議案第108号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第78号から87号まで、議案第90号のうち、歳入の12款、14款、15款お

よび20款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費および11款災害復旧費。第2表繰越明許費のうち、6款、7款および8款。議案第98号、議案第99号のうち、歳入の12款から15款まで、17款および20款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費および11款災害復旧費。議案第106号、議案第107号、議案第109号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第77号、議案第88号、議案第89号、議案第90号のうち、歳入の12款、14款、15款および20款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3款民生費、4款衛生費および10款教育費。第3表債務負担行為。議案第91号から議案第97号、議案第99号のうち、歳入の12款から15款まで、17款および20款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3款民生費、4款衛生費および10款教育費。議案第100号から議案第105号まで、議案第110号から議案第112号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

(宮地議員から「議長、すいません」との発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 15時 47分

再 開 15時 49分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

90号のうち、第3表債務負担行為も入ります。

(議場から何事か発言あり)

90号の第2表明許繰越のうち、3款、4款、10款か。これを含むということでございます。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

以上とおおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 50分